

フランスにおける政治倫理向上のための立法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
調査企画課連携協力室 安藤 英梨香

目次

はじめに

I 法律制定の背景

- 1 フランスにおける政治資金の規制及び政治倫理の向上に関する立法
- 2 政治家のスタッフの不正な雇用をめぐるスキャンダル

II 法律の概要

- 1 有罪判決を受けた者の被選挙権の停止（第1章）
- 2 利益相反の防止（第2章）
- 3 資産状況の届出義務の緩和（第3章）
- 4 親族の雇用禁止（第4章）
- 5 議員代表職務手当の廃止（第5章）
- 6 政府構成員の任命について（第6章）
- 7 政治資金及び選挙運動費用の調達に関する規定（第8章）
- 8 欧州議会議員の納税義務遵守及び顧問業務禁止の規定（第9章及び第10章）

おわりに

翻訳：政治活動における信頼性のための2017年9月15日の法律第2017-1339号

キーワード：政治倫理、利益相反、政治資金

要 旨

2017年9月15日、政治家への信頼回復、利益相反の防止及び政治資金調達規制に関する「政治活動における信頼性のための法律第2017-1339号」が成立した。特定の軽罪及び重罪を犯した者に対する被選挙権停止が定められ、国民の信頼を損なう行為を行った者が政治活動に携わることができなくなる。また、政府構成員、国会議員及び地方公選職による親族の雇用の禁止並びに欧州議会フランス代表議員による顧問業務の禁止が定められた。さらに、国会議員の事務所経費を賄うことができた特別手当が廃止され、支給対象となる経費が制限されることとなったほか、政党及び政治団体並びに選挙の候補者に対する融資を行うことができる者が、自然人、政党又は政治団体、並びに欧州連合加盟国又は欧州経済領域協定加盟国に本社を置く金融機関及び融資会社に限定された。

はじめに

2017年9月15日、「政治活動における信頼性のための法律第2017-1339号」⁽¹⁾（以下「法律第2017-1339号」）が成立した。同法は、政治活動の透明性及び議員の政治倫理をより一層高めること、国民と政治活動に携わる者との関係性を強化することを目的とし、政治家への信頼回復、利益相反の防止及び政治資金調達の規制のための規定を定めている。

以下、同法の概要を紹介し、末尾に同法の全訳を付す。

I 法律制定の背景

1 フランスにおける政治資金の規制及び政治倫理の向上に関する立法

フランスでは、1980年代以降、政治資金の規制及び政治倫理の向上に関する立法が繰り返行われてきた。1988年に、「政治活動の資金等の透明性に関する1988年3月11日の法律第88-227号」⁽²⁾（以下「法律第88-227号」）が成立し、大統領選挙及び下院議員選挙の候補者の選挙運動費用に関する規制及び国庫補助、政党に対する国庫補助及び収支公開の義務付け、大統領選挙の候補者、大統領、国会議員等の資産届出制度などが規定された。また、1990年に成立した「選挙運動費用の制限及び政治資金の透明性に関する1990年1月15日の法律第90-55号」⁽³⁾は、選挙運動費用及び政治資金の会計手続に関する規定を定めた。同法により、選挙運動費用及び政治資金について、選挙候補者及び政党等から提出される収支報告書の審査を行う「選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会（Commission nationale des comptes de campagne

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年2月13日である。

(1) Loi n° 2017-1339 du 15 septembre 2017 pour la confiance dans la vie politique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2017/9/15/JUSC1715753L/jo#JORFSCCTA000035567984>>

(2) Loi n° 88-227 du 11 mars 1988 relative à la transparence financière de la vie politique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000321646&dateTexte=20171031>> 同法については、大山礼子「政治資金浄化法」『外国の立法』No.156, 1988.7, pp.175-186を参照。

et des financements politiques)]⁽⁴⁾ が設置されることとなった。これらの立法により、政治資金規制制度、資産届出制度等の基本となる体制がつくられた。その後は法律第 88-227 号や選挙法典⁽⁵⁾ の改正によって、選挙運動費用の規制の対象となる選挙の範囲拡大、寄附や選挙運動費用の制限が行われてきた。

近年では、2013 年に、「公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号」⁽⁶⁾（以下「法律第 2013-907 号」）が成立し、利益相反の回避義務、資産届出制度の対象の拡大及び利害関係の届出義務が規定された。同法により、上述の届出の受理、審査、管理等を行い、利益相反のおそれのある状況に関して意見を表明し又は届出義務者による職業倫理に関する質問へ回答するなどの職務を行う「公職の透明性に関する高等機関（Haute Autorité pour la transparence de la vie publique）」が創設された。また、「脱税及び重大な財政経済犯罪の対策に関する 2013 年 12 月 6 日の法律第 2013-1117 号」⁽⁷⁾ により脱税対策が強化され、「経済活動の透明性、汚職防止及び現代化に関する 2016 年 12 月 9 日の法律第 2016-1691 号」⁽⁸⁾ により公的機関及び企業等が汚職防止のための内部規律や手続を規定する際に指導を行う「フランス汚職防止機構（Agence française anticorruption: AFA）」が創設された。2017 年には、選挙法典及び法律第 88-227 号を改正する「政党及び選挙候補者の会計上の義務を強化する 2017 年 3 月 6 日の法律第 2017-286 号」⁽⁹⁾（以下「法律第 2017-286 号」）が制定され、政党及び選挙候補者への寄附額の制限や、政治資金の調達経路の透明化のための借入金に関する報告義務等が定められた。

2 政治家のスタッフの不正な雇用をめぐるスキャンダル

政治資金の問題も含め広く政治倫理の向上を図るため、このような法整備が進んだものの、その後も政治家によるスタッフの不正な雇用をめぐるスキャンダルが相次いだ。2017 年に行

(3) Loi n° 90-55 du 15 janvier 1990 relative à la limitation des dépenses électorales et à la clarification du financement des activités politiques. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000341734&fastPos=2&fastReqId=2113457120&categorieLien=id&oldAction=rechTexte>> 同法については、成田憲彦ほか「選挙運動費用の制限及び政治資金の浄化に関する 1990 年 1 月 15 日の法律第 90-55 号」『外国の立法』No.168, 1990.7, pp.255-269 を参照。

(4) 選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会は、コンセイユ・デタ（政府の準備する法令案などの諮問に充当するとともに行政裁判の最上級裁判所としての権限を持つ機関）、破毀院（民事及び刑事における最高裁判所）及び会計検査院の委員各 3 名により構成される。委員会は、選挙運動費用に関して、候補者から提出される選挙運動費用収支報告書を承認又は対審手続により却下若しくは訂正するほか、選挙法典 L. 第 52-11 条で規定する選挙運動費用の限度額を超過したことが明らかになったときは選挙に係る裁判官に審理を求め、また各種の違反を発見したときは記録を検事局に送付する（選挙法典 L. 第 52-15 条）。また、委員会は、政治資金に関して、政党が提出した収支報告書について審査を行い、委員会が違反を発見した場合は、当該政党に罰則が科される（法律第 88-227 号第 11-7 条）。

(5) Code électoral. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006070239>>

(6) Loi n° 2013-907 du 11 octobre 2013 relative à la transparence de la vie publique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000028056315&categorieLien=id>> 同法については、服部有希「フランスの政治倫理に関する立法—利益相反防止と資産公開—」『外国の立法』No.264, 2015.6, pp.23-63. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9381677_po_02640003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>> を参照。

(7) Loi n° 2013-1117 du 6 décembre 2013 relative à la lutte contre la fraude fiscale et la grande délinquance économique et financière. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000028278976&categorieLien=id>>

(8) Loi n° 2016-1691 du 9 décembre 2016 relative à la transparence, à la lutte contre la corruption et à la modernisation de la vie économique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000033558528&categorieLien=id>> 同法については、豊田透「経済活動の透明性と汚職防止に関する法律」『外国の立法』No.271-1, 2017.4, pp.12-13. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10322294_po_02710106.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>> を参照。

(9) Loi n° 2017-286 du 6 mars 2017 tendant à renforcer les obligations comptables des partis politiques et des candidats. <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?jsessionid=2EAE69BD2B6787E74E93212A702B1D03.tplgfr39s_3?cidTexte=JORFTEXT000034150665&categorieLien=id> 同法については、安藤英梨香「フランスにおける選挙運動費用及び政治資金の規制—政党及び選挙候補者の会計上の義務を強化する 2017 年 3 月 6 日の法律第 2017-286 号—」『外国の立法』No.275, 2018.3, pp.18-40. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11052070_po_02750003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>> を参照。

われた大統領選挙の際には、共和党の筆頭候補であったフランソワ・フィヨン (François Fillon) 氏が、家族の架空雇用問題⁽¹⁰⁾を報じられた⁽¹¹⁾。また、国民戦線 (当時) 党首のマリーヌ・ル・ペン (Marine Le Pen) 氏が、欧州議会スタッフ用の予算を同党スタッフの給与に不正流用していた疑いが報じられた⁽¹²⁾。2017年6月には、「民主運動 (MoDem)」党首のフランソワ・バイル (François Bayrou) 法務・司法大臣、同党のマリエル・ド・サルネズ (Marielle de Sarnez) 欧州問題担当大臣及び同党のシルヴィー・グラール (Sylvie Goulard) 国防大臣が、複数の同党スタッフが欧州議会関連の業務に携わっていたと虚偽の申告をし、不正に給与を受け取っていた疑いのため辞任するに至った⁽¹³⁾。さらに、リヨンの南に位置するジヴォール (Givors) の市長が、その姉妹を疑義のある手続で同市のスタッフとして雇用し、不当に利益を得たとして、有罪判決を受けた⁽¹⁴⁾。

これらのスキャンダルを踏まえて、政治家の不正な利益の取得の防止、合法的な資金調達の促進のための更なる法整備が求められていた。

II 法律の概要

2017年6月14日、「政治活動への信頼を回復する法案」⁽¹⁵⁾が、フィリップ (Édouard Philippe) 首相及びバイル法務・司法大臣により、政府提出法案 (projet de loi) として提出された。同法案は、上院及び下院における審議、さらに国会同数合同委員会 (我が国の両院協議会) における審議を経て修正され、2017年9月15日に、法律第2017-1339号として成立した (一部を除き翌16日施行)。法律第2017-1339号は、全10章34か条から成り、主に法律第88-227号、選挙法典及び法律第2013-907号を改正するものである。以下、章ごとにその概略を示す。なお、第7章⁽¹⁶⁾は2017年9月8日の憲法院判決により主要規定が削除された⁽¹⁷⁾。

1 有罪判決を受けた者の被選挙権の停止 (第1章)

これまで公有財産の窃取や不正利用、特定の者による贈収賄や不正取引については、軽罪であっても、有罪判決とともに全ての選挙について被選挙権の停止が言い渡されてきた。

これらに加え、必ず被選挙権の停止が言い渡される対象となる犯罪が大幅に拡大された。

(10) 家族を事務補助者 (議員秘書に相当) として雇用し給与を支払っていたが、その勤務実態がなかったとして、訴追された。

(11) Yohan Blavignat, "Affaire Fillon: des révélations du Canard à la défaite, le récit d'une chute," *Le Figaro*, 2018.1.25. <[http://www.lefigaro.fr/politique/2018/01/25/01002-20180125ARTFIG00008-affaire-fillon-des-revelations-du-canard-a-la-defaite-le-recit-d-un-naufrage.php](http://www.lefigaro.fr/politique/2018/01/25/01002-20180125ARTFIG00008-affaire-fillon-des-revelations-du-canard-a-la-defaite-le-recit-d-un-nauffrage.php)>

(12) "Emploi douteux: la justice de l'UE débout Marine Le Pen," *l'express*, 2018.11.28. <https://www.lexpress.fr/actualite-politique/fn/emploi-douteux-la-justice-de-l-ue-deboute-marine-le-pen_2050880.html>

(13) Christophe Forcari, "François Bayrou et Marielle de Sarnez quittent le gouvernement," *Liberation*, 2017.6.21. <https://www.liberation.fr/france/2017/06/21/francois-bayrou-et-marielle-de-sarnez-quittent-le-gouvernement_1578399>

(14) "Rhône: le maire PCF de Givors condamné pour "prise illégale d'intérêt"," *Europe1*, 2017.7.6. <<https://www.europe1.fr/faits-divers/rhone-le-maire-pcf-de-givors-condamne-pour-prise-illegale-dinteret-3382160>>

(15) Projet de loi rétablissant la confiance dans l'action publique. <https://www.legifrance.gouv.fr/affichLoiPubliee.do?jsessionid=A989FEC7090D954AEA7B945119A641CE.tplgfr36s_3?idDocument=JORFDOLE000034924758&type=contenu&id=2&typeLoi=&legislature=15>

(16) 政府構成員の接待費・交際費の償還の条件、限度額について、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定めるという規定であったが、三権分立に反するとして違憲とされた。

(17) 通常法律は、大統領、首相、両院議長又は60人以上の議員の請求により憲法院の合憲性審査に付される。法律の一部が違憲とされた場合、該当部分が法律全体と不可分でない限り、該当部分を削除して法律を施行することができる。

暴行罪、性犯罪、詐欺罪、公金横領罪や贈収賄等の公務に関わる犯罪、選挙関連の犯罪⁽¹⁸⁾等、特定の犯罪について有罪判決を受けた者について、軽罪の場合は最長5年、重罪の場合は最長10年の被選挙権停止が言い渡される。政府構成員⁽¹⁹⁾としての職務又は公選職の職務を行っている者の場合、軽罪であっても最長10年の被選挙権停止が言い渡される。さらに、被選挙権停止の全期間中、当該有罪判決が、犯罪記録簿⁽²⁰⁾に記載される(第1条)。これにより、国民の信頼を損なう行為を行った者が政治活動に携わり、又は政治活動を続行することができなくなる。

2 利益相反の防止(第2章)

利益相反は、法律第2013-907号第2条により、「1の公益が他の公益又は私益と競合する状況であって、中立、公正かつ公平な職務の遂行に影響し、又は影響するおそれのあるもの」と定義されている。同法により、各議院はその所属議員が当事者となり得る利益相反を防止し、解消させるための規程を置くことが定められていた。

法律第2017-1339号では、各議院は上記の規程の実施を監督すること、利益相反状態のために議会の活動に参加してはならないとみなされた事例の記録簿の管理の条件を定めることが新たに規定された(第3条)。この記録簿は、自動処理システムにより再利用及び活用しやすいオープンスタンダードの電子的手段で公開する。また、政府構成員についても、利益相反状態のために権限を行使するのが適当でない事例の記録簿が作成され、この管理の条件はデクレ⁽²¹⁾で定められることとなった。

3 資産状況の届出義務の緩和(第3章)

法律第2013-907号では、国会議員、政府構成員、欧州議会議員、地方議会議長等は、公職の透明性に関する高等機関に対して、不動産、動産、預金等の項目に従い資産状況の届出を行わなくてはならないが、過去6か月以内に資産状況の届出書を作成した場合、新たに届出を行わなくてもよいこととされていた。

公職の透明性に関する高等機関は、2016年の活動報告書において、この免除期間を1年に延長するよう提案した。その理由として資産状況に大きな変更があった場合は2か月以内に新たな届出を行うこととなっているため資産状況の把握に影響しないこと、変更がない場合は1年に2度重複した内容の届出書を審査しなければならないことをあげ、1年に延長することで、審査の質を高められるとしている⁽²²⁾。

この提案を踏まえ、法律第2017-1339号では、この免除規定が更に緩和され、過去1年以内に資産状況の届出書を作成した場合には届出を免除されることとなった(第8条)。

(18) 選挙人名簿への不適切な登録、不正な投票、選挙の妨害等。

(19) 政府構成員(membres du gouvernement)とは、首相や大臣を指す。詳細は、濱野雄太「フランスのオランド政権における政府構成員職務倫理憲章」『外国の立法』No.256, 2013.6, p.30. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8220777_po_02560003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>を参照。

(20) 犯罪記録簿(casier judiciaire. 正式名称はcasier judiciaire national automatisé)は、司法大臣の下で管理される犯罪記録のデータベースである。第2部には、未成年者、違警罪等の一部のものを除く情報が掲載されている。“Casier judiciaire: présentation des trois bulletins.” Service-public.fr website <<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F14710>>

(21) デクレ(décret)は、政令に相当する。

(22) “Rapport d'activité 2016,” 2017.4.11, p.26. Haute Autorité pour la transparence de la vie publique website <<https://www.hatvp.fr/wordpress/wp-content/uploads/2017/04/RA2016.pdf>>

4 親族の雇用禁止（第4章）

これまで規制されてこなかった親族の雇用について、政府構成員、国会議員及び地方公選職が親族を事務補助者⁽²³⁾として雇用することが規制される（第11条から第17条）。

政府構成員、国民議会議員及び元老院議員は、①配偶者、民事連帯協約⁽²⁴⁾を結んでいるパートナー又は内縁関係にある者、②両親又は配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若しくは内縁関係にある者の両親、③子又は配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー又は内縁関係にある者の子を、自らの官房⁽²⁵⁾の構成員に加えてはならない。また、④兄弟若しくは姉妹又は兄弟若しくは姉妹の配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若しくは内縁関係にある者、⑤兄弟若しくは姉妹の子又はその者の配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若しくは内縁関係にある者、⑥元配偶者、過去に民事連帯協約を結んでいたパートナー又は過去に内縁関係にあった者、⑦⑥に列挙した者の子、兄弟又は姉妹、⑧④に列挙した者の兄弟又は姉妹を、自らの官房の構成員に加える場合には、公職の透明性に関する高等機関に報告しなければならない。さらに、政府構成員又は国会議員の事務補助者は、他の政府構成員又は国会議員と上述の親族関係にある場合には、自らが事務補助者を務める政府構成員又は国会議員及び公職の透明性に関する高等機関に報告しなければならない。

地方公選職に対しても、親族の雇用を規制する同様の規定が置かれる。

5 議員代表職務手当の廃止（第5章）

国会議員は、「議員歳費に関する1958年12月13日のオルドナンス⁽²⁶⁾第58-1210号」⁽²⁷⁾に基づき、上級公務員の平均俸給額に準拠した額の歳費、歳費の3%に相当する住居手当、これらの合計額の25%に相当する職務手当を支給される。これまで、これらの手当に加え、その用途を制限しない月額5,840ユーロ⁽²⁸⁾の議員代表職務手当が支給されていた。議員代表職務手当は、諸経費に、また、別に支給される秘書3名分の雇用手当の不足分等に充てることができた⁽²⁹⁾。

この議員代表職務手当が廃止され、国会議員は、議員の職務倫理を所管する機関の意見を踏まえ、各議院の理事部が決定する手当の支給の対象となる経費の一覧に従い、所属する議院による直接的な援助（物品や経費の支給）、証拠書類の提出に基づく費用の償還、あるいは議院からの前払いの形で経費の支給を受けることになる（第20条）⁽³⁰⁾。

(23) 事務補助者 (collaborateur) は、秘書業務を始めとして、様々な補助業務を行う。例えば、国会議員の事務補助者は、スピーチの起草、法案準備やその修正にかかる作業の補助などを行う。また、大統領の事務補助者は、大統領官房の統括、広報活動や顧問業務なども担当する。

(24) 民事連帯協約 (pacte civil de solidarité: Pacs) は、共同生活を営むために異性又は同性の成年に達した自然人2人の中で締結される合意に基づく、婚姻に準ずるパートナーシップ制度である。

(25) 大統領府、首相府、各省において、大統領、首相、省大臣、担当大臣の活動を直接補佐する部署。スタッフは政治任用者であり、公務員だけでなく民間企業社員等も多数任用される。日本の各省における大臣等の秘書室を拡充・強化したものと言える。濱野 前掲注(19), p.30.

(26) 政府の要請に応じて国会が授權法律により本来法律で定めるべき事項について授權を行った場合、政府はオルドナンスという形式で法規を制定する。オルドナンスはその公布の日から発効し、授權法律に定める期間内に政府が追認の法律案を提出しなければ失効するが、追認の法律案が可決されれば法律としての効力を持つ。

(27) Ordonnance n° 58-1210 du 13 décembre 1958 portant loi organique relative à l'indemnité des membres du Parlement. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000705195&dateTexte=20190222>>

(28) 1ユーロは約128円（平成31年2月分報告省令レート）。

(29) 議員の手当については、“Fiche de synthèse n°17: La situation matérielle du député.” Internet archie website <<https://web.archive.org/web/20171031173523/http://www2.assemblee-nationale.fr:80/decouvrir-l-assemblee/role-et-pouvoirs-de-l-assemblee-nationale/le-depute/la-situation-materielle-du-depute>> を参照。

なお、議員代表職務手当の廃止の規定は、2018年1月1日から施行された。

6 政府構成員の任命について（第6章）

法律第2013-907号により、政府構成員に任命された者に対し、資産状況及び利害関係の届出並びに利益相反状態の解消が義務付けられている。

法律第2017-1339号では、政府構成員の任命予定者についての規定が新設された。大統領は、政府構成員を任命する際に、任命前に任命予定者に対して、①利害関係及び諸活動、利益、資産状況の届出の義務を果たしているか、自らの監査権が及ばない状況で財務証書を管理する手段の説明を果たしているか、また、利益相反の可能性がありかつその利益相反を直ちに防止又は解消させるために必要な方策を講じ得る状態にあるかを示す、公職の透明性に関する高等機関の長から発せられる報告書、②税の申告及び納付の義務を果たしているか否かを立証する、税務当局から発せられる証明書、③犯罪記録簿の送付を求めることができる（第22条）。これにより、民間からの登用も多い政府構成員の届出義務及び納税義務等を事前に確認することが可能となり、就任後も法が守られやすくなる。

7 政治資金及び選挙運動費用の調達に関する規定（第8章）

(1) 融資及び寄附についての制限規定

政党・政治団体、国民議会議員、県議会議員、コミューン⁽³¹⁾ 議会議員及び広域連合議員⁽³²⁾ の選挙の候補者の資金調達に関して、これまで制限されてこなかった融資について規定され、法律第2017-286号によって限度額が減額された寄附についても更なる制限が規定された。

政党及び政治団体の政治資金調達については法律第88-227号が、選挙候補者の選挙運動費用の調達については選挙法典が規定しており、寄附については、自然人が行うことができる政党への寄附は年間総額7,500ユーロまで、選挙候補者への寄附は年間総額4,600ユーロまでと定められている（法律第88-227号第11-4条及び選挙法典L.第52-8条）。政党及び政治団体を除く法人は、政党又は選挙候補者に対して、何らかの形態の寄附を行い、又は、財、役務若しくは他の直接的若しくは間接的な利益を通常より低額で提供することにより、その資金調達に協力することはできない。外国又は外国法に基づく法人も、政党又は選挙候補者に対して直接的又は間接的に、寄附又は物質的援助を行うことはできない。

法律第88-227号及び選挙法典では、寄附についてはその限度額及び寄附を行うことができる条件が定められていたものの、融資については同様の規定はなかった。法律第2017-286号

(30) 例えば、国民議会の場合、議員としての職務に関係しない活動にかかる費用、不正行為等によって生じた罰金や手数料、不動産の購入費用、親族や他の議員が所有する不動産の賃貸料など、議員本人あるいはその親族や同僚の資産の増加につながるものは経費に含むことができない。議院内の事務所やその設備にかかる費用、事務所内に設置する固定電話の使用料等は議院から直接支払われ、議院内の事務所で使用する事務用品、名刺等は直接支給される。議員としての職務の遂行により生じた交通費、宿泊費等は、議院から直接支払われるか、証拠書類の提出に基づいて償還される。選挙区内における事務所とその設備にかかる費用、秘書の雇用手当の不足分、電話・郵便などの通信費等は、前払いされる経費で賄う。“ARRÊTÉ du BUREAU n° 12/XV du 29 novembre 2017 relatif aux frais de mandat des députés,” 2019.2.4. Assemblée nationale website <http://www2.assemblee-nationale.fr/static/deontologie/12_XV_bureau_fdm_consolide.pdf>

(31) コミューン (commune) は、市町村に相当する基礎自治体を指す。市、町、村の区別はない。

(32) 広域連合議員 (conseiller communautaire) は、行政上の協力等を目的として、複数のコミューンで組織される広域連合であるコミューン間協力公施設法人 (établissement public de coopération intercommunale: EPCI) の議会の議員である。

による改正でも、融資者種別、融資種別、融資者の所在地又は居住地の国別に分類した総額及び融資者の情報についての明示義務が定められたが、資金調達経路が有権者に開示される仕組みにより政治家及び選挙候補者の自主的な制限を促すにとどまっていた。

こうした状況の中、2017年の大統領選挙に際して、国民戦線党首のマリーヌ・ル・ペン候補が、ロシアの銀行から融資を受けたことが報じられた⁽³³⁾。これについて違法ではないものの、外国からの融資を受けた政党が政権を獲得した際、その国あるいは他国との外交に影響が出ないとは限らないことから、更なる規制が求められた。また、法律第2017-286号などにより、寄附の限度額等が厳しく制限されるようになったことで、選挙候補者・政党が、法による制限が少ない融資により資金調達を行う傾向が高くなり、選挙候補者・政党が融資者に依存する状況が生じ、法による規制の枠組みが必要とされていた⁽³⁴⁾。

今回の改正により、政党及び政治団体並びに選挙候補者に対する融資が規制されることとなった。自然人は、業として行われたい限り、融資を行うことができるが、融資の期限は5年以内とされるなど、融資条件の制限が設けられた。政党や政治団体、欧州連合加盟国又は欧州経済領域協定加盟国⁽³⁵⁾に本社を置く金融機関及び融資会社以外の法人は、融資を行い、又は融資の保証をすることができない（第25条）。

なお、自然人による寄附についても、フランス国籍を有する場合又はフランスに在住している場合に制限されることとなった（同条）。

(2) 候補者・政党融資調停官の設置

このように寄附や融資による資金調達の規制が強化あるいは新設される一方で、選挙候補者や政党・政治団体が合法的に融資を受けやすくするため、候補者・政党融資調停官（*médiateur du crédit aux candidats et aux partis politiques*）が置かれることとなった（第28条）。

候補者・政党融資調停官は、選挙諸法を所管する委員会及びフランス銀行⁽³⁶⁾ 総裁の意見を徴した後、大統領のデクレにより任命される。その任期は6年で、再任はできない。調停官は、選挙候補者、政党及び政治団体からの要請により、融資の要請を拒否した金融機関との間で調停を行い、十分な支払能力が保証されている候補者、政党・政治団体の資金調達を保証するために、融資の要請において生じた問題の解消を促進する。また、調停官は、候補者、政党・政治団体の会計代理人又は選挙資金調達団体からの要請により、預金口座開設又は当該口座に関するサービスを拒否した金融機関との間で調停を行い、適切な期間内に当該口座の開設及び運用において発生する問題の解消を促進する。

このように、公選職選挙候補者、政党・政治団体と、金融機関及び融資会社との間で交渉を容易にする仕組みをつくることで、合法的な資金調達の促進が目指されている。

(33) “Présidentielle: Mediapart révèle de nouveaux liens financiers entre le FN et la Russie,” *l’express*, 2017.5.3. <https://www.lexpress.fr/actualite/politique/fn/presidentielle-mediapart-revele-de-nouveaux-liens-financiers-entre-le-fn-et-la-russie_1904695.html>

(34) *Étude d’impact*, 2017.6.14, p.75. <https://www.legifrance.gouv.fr/content/download/12001/131813/version/3/file/ei_jusc1715753L_cm_14.06.2017.pdf>

(35) 欧州経済領域協定加盟国は、欧州連合加盟国28か国に、EFTA(欧州自由貿易連合)加盟のノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインを加えた31か国である。

(36) フランス銀行 (Banque de France) とは、フランスの中央銀行である。フランスの通貨制度及び銀行制度の中心的な機関であり、その資本の全額を国が有している。中村紘一ほか監訳『フランス法律用語辞典 第3版』三省堂, 2012, p.53.

8 欧州議会議員の納税義務遵守及び顧問業務禁止の規定（第9章及び第10章）

欧州議会議員選挙に関する法律が改正され、欧州議会フランス代表議員に対し、納税義務を遵守させるための規定が定められた（法律第2017-1339号第31条）。税務当局は、欧州議会フランス代表議員に対し、議員となった日の翌月に、税の申告及び納税義務の履行を立証する証明書を送付する。証明書が申告漏れ又は未納を示す場合、欧州議会フランス代表議員は、1か月以内に、申告又は納付をするか、申告漏れ又は未納の評価に対して異議申立てを行うことができる。申告又は納付あるいは異議申立てがない場合、公職の透明性に関する高等機関は、違反の重大性に依じて、コンセイユ・デタに対し、違反を犯した議員の解任及び最長3年の全ての選挙への立候補不適格を同時に宣告する決定を求める訴訟を提起することができる。

また、兼職禁止規定の一部が新たに欧州議会フランス代表議員にも適用されることになり、企業等に対する顧問業務を行うことができなくなる。このため、兼職禁止に抵触している状態を解消するために、法律第2017-1339号の施行から3か月の猶予期間が置かれるとともに、これまで就いていなかった顧問業務を新たに開始することが禁止される（第33条）。

おわりに

法律第2017-286号が、国民が政治資金の調達経路を監視する仕組みを整えることで政治家に政治倫理の向上を促すに留まったのに対し、法律第2017-1339号は、親族の雇用の禁止や外国からの融資の禁止など新たな禁止条項を定めるものである。政治倫理の向上を重要課題と位置付けたオランド（François Hollande）前政権に続き、マクロン（Emmanuel Macron）政権でも、政治活動に対する国民の更なる信頼回復が目指されることとなった。マクロン政権によるこの法律は、公選職選挙候補者、政党・政治団体と、金融機関・融資会社との間で交渉を容易にするため候補者・政党融資調停官の設置を定め、合法的な資金調達と、縁故のある関係者からの援助のみに頼らない多元的な資金調達の促進を図る内容のものとなっている。

一方で、国内の金融機関・融資会社から融資を断られた場合、候補者・政党融資調停官は、融資契約を締結させる強制力を持たないため、外国からの資金調達が規制されたことで、資金不足により政治活動を続けられなくなる政党・政治団体があるのではないかと懸念がある⁽³⁷⁾。また、政治への信頼回復には、議席の削減や議員の任期の短縮といった課題が残されているとの指摘もある⁽³⁸⁾。

参考文献

- ・ Philippe Bas, *Sénat Rapport*, N°607, 2017.7.4. <<https://www.senat.fr/rap/116-607/116-6071.pdf>>
- ・ Yaël Braun-Pivet, *Assemblée nationale Rapport*, N°105et106, 2017.7.20. <<http://www.assemblee-nationale.fr/15/rapports/r0106.asp>>

（あんど う えりか）

（本稿は、筆者が海外立法情報課在職中に執筆したものである。）

(37) Alexandre Sulzer, “Le Rassemblement national, fauché d’abord,” *L’express*, 2018.9.26. <https://www.lexpress.fr/actualite/politique/fn/le-rassemblement-national-fauche-d-abord_2036936.html>

(38) Elisa Centis, “La loi sur la moralisation de la vie politique définitivement adoptée,” *Le Figaro*, 2017.8.9. <<http://www.lefigaro.fr/politique/2017/08/09/01002-20170809ARTFIG00282-la-loi-confiance-dans-la-vie-politique-definitivement-adoptee.php>>

政治活動における信頼性のための 2017 年 9 月 15 日の法律 第 2017-1339 号

Loi n° 2017-1339 du 15 septembre 2017 pour la confiance dans la vie politique

国立国会図書館 調査及び立法考査局
調査企画課連携協力室 安藤 英梨香訳
調査及び立法考査局フランス法研究会訳*

【目次】

- 第 1 章 重罪又は誠実義務違反の場合における被選挙権停止の刑に関する規定
- 第 2 章 利益相反の防止に関する規定
- 第 3 章 届出義務に関する規定
- 第 4 章 国民議会議員及び元老院議員の事務補助者、大臣の事務補助者並びに地方公選職の事務補助者の雇用に関する規定
- 第 5 章 議員の手当に関する規定
- 第 6 章 政府構成員の任命に関する規定
- 第 7 章 政府構成員の接待費及び交際費並びに課税状況に関する規定
- 第 8 章 政治活動の資金調達に関する規定
 - 第 1 節 政党及び政治団体に適用する規定
 - 第 2 節 選挙運動に適用する規定
 - 第 3 節 資金調達及び多元主義
- 第 9 章 欧州議会議員に関する規定
- 第 10 章 諸規定及び経過規定

第 1 章 重罪又は誠実義務違反⁽¹⁾の場合における被選挙権停止の刑に関する規定

第 1 条

I. 刑法典⁽²⁾を次のように改める。

1° 第 131-26-1 条の次に第 131-26-2 条として、次のように加える。

「第 131-26-2 条 I. 第 131-26 条 2° 及び第 131-26-1 条に規定する被選挙権停止の補充刑⁽³⁾は、この条 II に規定する軽罪又は重罪の全ての犯人に対し言い渡されなければならない。

* この翻訳は、Loi n° 2017-1339 du 15 septembre 2017 pour la confiance dans la vie politique <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2017/9/15/JUSC1715753L/jo#JORFSCITA000035567984>> を訳出したもので、調査及び立法考査局フランス法研究会の平成 29 年 12 月から平成 30 年 9 月までの活動の成果である。翻訳にあたっては、大山礼子駒沢大学法学部教授の指導を受けた。当会の構成メンバー（当時）は、岡村美保子、豊田透、寺倉憲一、古賀豪、高澤美有紀、濱野雄太、中村絢子、秋山瑞季、舟越瑞枝、山口真紀子、近藤倫子、濱野恵、高野雄太、安藤英梨香、北岡健司である。訳文中 [] 内の語句は、訳者が補ったものである。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 2 月 13 日である。

(1) 誠実義務違反 (manquement à la probité 又は manquements au devoir de probité) とは、刑法典第 432-10 条から第 432-17 条までに規定する公金横領罪等を指す。

(2) Code pénal. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006070719>>

(3) 補充刑 (peine complémentaire) とは、主刑を補充するものである。必ず言い渡さなければならない必要的補充刑と、言い渡すことができる裁量的補充刑とがある。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, p.423.

「当該有罪判決は、被選挙権停止の全期間中、刑事訴訟法典⁽⁴⁾第 775 条に規定する犯罪記録簿⁽⁵⁾第 2 部に記載する。

「II. 被選挙権停止を言い渡さなければならない軽罪は、次に掲げるものとする。

「1° この法典第 222-9 条⁽⁶⁾、第 222-11 条⁽⁷⁾、第 222-12 条⁽⁸⁾、第 222-14 条⁽⁹⁾、第 222-14-1 条⁽¹⁰⁾、第 222-14-4 条⁽¹¹⁾、第 222-15 条⁽¹²⁾、第 222-15-1 条⁽¹³⁾ 及び第 222-27 条から第 222-33-2-2 条まで⁽¹⁴⁾ に規定する軽罪

「2° 第 225-1 条から第 225-2 条までに規定する軽罪⁽¹⁵⁾

「3° 第 313-1 条、第 313-2 条及び第 314-1 条から第 314-3 条までに規定する軽罪⁽¹⁶⁾ 並びにそれらの隠匿又は資金洗浄

「4° 第 4 編第 2 章第 1 節に規定する軽罪⁽¹⁷⁾

「5° 第 432-10 条から第 432-15 条まで、第 433-1 条、第 433-2 条、第 434-9 条、第 434-9-1 条、第 434-43-1 条、第 435-1 条から第 435-10 条まで及び第 445-1 条から第 445-2-1 条までに規定する軽罪⁽¹⁸⁾ 並びにそれらの隠匿又は資金洗浄

「6° 第 441-2 条から第 441-6 条までに規定する軽罪⁽¹⁹⁾ 及びそれらの隠匿又は資金洗浄

「7° 選挙法典⁽²⁰⁾L.第 86 条から L.第 88-1 条まで⁽²¹⁾、L.第 91 条から L.第 104 条まで⁽²²⁾、L.第 106 条から L.第 109 条⁽²³⁾ まで、L.第 111 条、L.第 113 及び L.第 116 条⁽²⁴⁾ に規定する軽罪

「8° 組織的な集団で行われた場合又は租税手続法典⁽²⁵⁾L.第 228 条 1°から 5°までに規定する行為のいずれかにより行われた場合における租税一般法典⁽²⁶⁾第 1741 条及び第 1743

(4) Code de procédure pénale. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006071154>>

(5) 犯罪記録簿 (casier judiciaire. 正式名称は casier judiciaire national automatisé) は、司法大臣の下で管理される犯罪記録のデータベースである。第 2 部には、未成年者、違警罪等の一部のものを除く情報が掲載されている。“Casier judiciaire: présentation des trois bulletins.” Service-public.fr website <<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F14710>>

(6) 身体の一部の喪失又は永続的な障害をもたらす暴力。

(7) 1 週間を超える完全労働不能をもたらす暴力。

(8) 1 週間を超える完全労働不能をもたらす暴力が、15 歳未満の未成年者、年齢や疾病によってぜい弱な状態にある者若しくは親族関係にある者などの特定の者に対して行われた場合又は武器の使用を伴って若しくは公共交通機関において行われたなど特定の条件において行われた場合に、刑罰が加重されることが規定されている。

(9) 年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的な欠陥若しくは妊娠によって著しくぜい弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識する者に対する日常的な暴力。

(10) 警察官や刑務行政官などの公的機関の職員に対し、集団で又は不意打ちにより、武器の使用又は武器による脅迫を伴って行われる暴力。

(11) 他人に婚姻契約を締結すること又は外国で婚姻契約を締結することを強制する目的で、共和国の領土を離れることを決意させるために、意図的な策略を用いる行為。

(12) 他人の身体又は精神の完全性に損害をもたらす有害な物質の投与。

(13) 暴行を働く目的で、警察官や刑務行政官などの公的機関の職員を、特定の場所で一定時間待ち伏せする行為。

(14) 性的攻撃 (第 222-27 条から第 222-31 条)、近親姦 (第 222-31-1 条及び第 222-31-2 条)、性的露出及びセクシャルハラスメント (第 222-32 条及び第 222-33 条)、モラルハラスメント (第 222-33-2 条から第 222-33-2-2 条)。なお、第 222-33-1 条は、法人の刑事責任について規定している。

(15) 差別。

(16) 詐欺罪及び背任罪。

(17) テロ行為。

(18) 公務を担う者による公的機関に対する攻撃。公金横領 (第 432-10 条)、贈収賄 (第 432-11 条から第 432-11-1 条) など。

(19) 文書の偽造及びその使用。

(20) Code électoral. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006070239>>

(21) 選挙人名簿への不適切な登録及び行為無能力であることの隠蔽。

(22) 不正な投票及び選挙の妨害など。

(23) 他人の投票に影響を与えるための贈賄及び脅迫。

(24) 投票の妨害及び結果の変更のための詐欺行為。

条に規定する軽罪⁽²⁷⁾及びそれらの隠匿又は資金洗浄

「9° 通貨金融法典⁽²⁸⁾L.第 465-1 条から L.第 465-3-3 条までに規定する軽罪⁽²⁹⁾及びそれらの隠匿又は資金洗浄

「10° 商法典⁽³⁰⁾L.第 241-3 条及び L.第 242-6 条に規定する軽罪⁽³¹⁾並びにそれらの隠匿又は資金洗浄

「11° 選挙法典 L.第 113-1 条及び政治活動の資金等の透明性に関する 1988 年 3 月 11 日の法律第 88-227 号⁽³²⁾ 第 11-5 条に規定する軽罪⁽³³⁾

「12° 選挙法典 LO.第 135-1 条 I 及び公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号⁽³⁴⁾ 第 26 条に規定する軽罪⁽³⁵⁾

(〔13°〕 2017 年 9 月 8 日の憲法院判決第 2017-752 号により削除)

「14° この法典第 450-1 条に規定する犯罪集団⁽³⁶⁾であって、重罪又はこの III°から 13°までに規定する軽罪を目的とするものへの参加の軽罪

「III. ただし、裁判所は、特別に理由を付した判決により、犯罪の状況及びその犯人の人格を考慮して、この条に規定する刑を言い渡さないことを決定することができる。

2° 第 432-17 条最終項及び第 433-22 条最終項を削る。

3° 第 711-1 条の末尾の「公共の安全に関する 2017 年 2 月 28 日の法律第 2017-258 号」を「政治活動における信頼性のための 2017 年 9 月 15 日の法律第 2017-1339 号」とする。

II. 刑事訴訟法典を次のように改める。

1° 第 775 条 4°第 2 文の末尾に「並びに第 131-26 条 2°、第 131-26-1 条及び第 131-26-2 条に規定する被選挙権停止の補充刑については当該刑の期間中」を加える。

2° 第 776 条⁽³⁷⁾6°の次に 7°として、次のように加える。

「7° 刑法典第 131-26 条 2°、第 131-26-1 条及び第 131-26-2 条に規定する刑が〔犯罪記録簿第 2 部上に〕記録されているかを確認することを目的とする場合における、選挙の立候補の届出を受ける権限を有する当局

3° 第 804 条第 1 項を次のように改める。

(25) Livre des procédures fiscales. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006069583>>

(26) Code général des impôts. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006069577>>

(27) 海外口座及び海外の企業と締結した契約の利用によって、海外の自然人、法人若しくはその他の機関の介在によって、偽造した身元や文書の使用によって、海外に商取引の本拠地を指定することによって又はその他の欺罔的手段によって、詐害的に税の一部又は全てを免れる行為。

(28) Code monétaire et financier. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006072026>>

(29) 市場の透明性の侵害。

(30) Code de commerce. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000005634379>>

(31) 有限会社における、株式の発行や配当金の分配についての不正等。

(32) Loi n° 88-227 du 11 mars 1988 relative à la transparence financière de la vie politique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=JORFTEXT00000321646&dateTexte=20171031>> 同法については、大山礼子「政治資金浄化法」『外国の立法』No.156, 1988.7, pp.175-186 を参照。

(33) 第 11-4 条に規定する限度額などの条件に違反した寄附の授受。

(34) Loi n° 2013-907 du 11 octobre 2013 relative à la transparence de la vie publique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=JORFTEXT000028056315&categorieLien=id>> 同法については、服部有希「フランスの政治倫理に関する立法—利益相反防止と資産公開—」『外国の立法』No.264, 2015.6, pp.23-63. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9381677_po_02640003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> を参照。

(35) 資産状況及び利害関係についての届出義務の違反。

(36) 刑法典第 450-1 条により、重罪又は 5 年以上の拘禁刑が科される軽罪の対象となる犯罪の準備を目的として結成された集団と定義される。

(37) 犯罪記録簿第 2 部を引き渡すことができる機関及びその条件等を列挙する規定。

「政治活動における信頼性のための2017年9月15日の法律第2017-1339号による改正後のこの法典は、次に掲げる規定を除き、この章に規定する準用規定に従い、ニューカレドニア⁽³⁸⁾、フランス領ポリネシア⁽³⁹⁾及びワリス・エ・フトゥナ⁽⁴⁰⁾に適用する。

第2条

- I. 公職の透明性に関する2013年10月11日の法律第2013-907号第12条II⁽⁴¹⁾を削除する。
- II. Iは、フランス領ポリネシア、ワリス・エ・フトゥナ及びニューカレドニアに適用する。

第2章 利益相反の防止に関する規定

第3条

議会両院の運営に関する1958年11月17日のオルドナンス⁽⁴²⁾第58-1100号⁽⁴³⁾第4条の4を次のように改める。

「第4条の4 各議院は、議員の職務倫理を所管する機関の意見を徴した後で、議員が当事者となり得る公益と私益の利益相反を防止し、及び解消させることを目的とする規程を定める。

「各議院は、必要に応じて、利益相反について議員の職務倫理を所管する機関の意見を徴した後で、各国民議会議員又は各元老院議員が、当該議員が当事者となる、又は当事者となり得る利益相反状態を直ちに解消させ、又は防止するために留意する条件を定める。

「各議院は、議院規則で定める条件に従い、当該規程の実施を監督する。

「各議院は、同様に、第1項に規定する利益相反状態のために、議会の活動に参加してはならないとみなされた事例を記録する公的な記録簿の管理の条件を定める。

「前項に規定する記録簿は、自動処理システムにより容易に再利用及び活用が可能なオープンスタンダードの電子的手段で公開される。」

第4条

議会両院の運営に関する1958年11月17日のオルドナンス第58-1100号第4条の5の次に第4条の7として、次のように加える。

「第4条の7 各議院の理事部は、議員の職務倫理を所管する機関が、その職務の実施に

(38) ニューカレドニア (Nouvelle-Calédonie) は独立の是非を問う住民投票の実施を前提に過渡的な固有の地位を有する公共団体 (Collectivité sui generis) である。Alban Bensa et Eric Wittersheim, “En Nouvelle-Calédonie, société en ébullition, décolonisation en suspens,” *Le monde diplomatique*, juillet 2014, pp.18-19.

(39) フランス領ポリネシア (Polynésie française) は、憲法第74条で規定する「海外地方公共団体」(Collectivité d'outre-mer) である。

(40) ワリス・エ・フトゥナ (Wallis et Futuna) は、2003年に、「海外領土」(Territoire d'outre-mer) から憲法第74条で規定する海外地方公共団体となった。ただし、海外地方公共団体としての機構を定める組織法律が成立しておらず、旧来の海外領土に関する法律が適用されている。その議会は、「地域議会」(Assemblée territoriale) と呼ばれる。“Wallis-et-Futuna,” 30 novembre 2016. Ministère des Outre-mer website <<http://www.outre-mer.gouv.fr/wallis-et-futuna>>

(41) 届出人本人が資産状況の届出書を公表した場合を除き、資産状況の届出書若しくは当該届出書に関する意見書の全部若しくは一部を公表し、又は漏洩した場合にはその方法を問わず、45,000ユーロの罰金刑に処することが規定されていた。

(42) 政府の要請に応じて国会が授權法律により本来法律で定めるべき事項について授權を行った場合、政府はオルドナンスという形式で法規を制定する。オルドナンスはその公布の日から発効し、授權法律に定める期間内に政府が追認の法律案を提出しなければ失効するが、追認の法律案が可決されれば法律としての効力を持つ。

(43) Ordonnance n° 58-1100 du 17 novembre 1958 relative au fonctionnement des assemblées parlementaires. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000705067&categorieLien=cid>>

要する文書の提出を当該議院の議員に求めることができる条件を定める。」

第 5 条

I. 公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号第 18-5 条⁽⁴⁴⁾2°の次に 2°の 2 として、次のように加える。

「2°の 2 共和国大統領の事務補助者⁽⁴⁵⁾、大臣官房の構成員及び国民議会議員、元老院議員又は会派の事務補助者へあらゆる報酬を支払うことを避けること。」

II. I は、この法律の審署の 3 か月後から施行する。

第 6 条

公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号第 2 条を次のように改める。

1° 第 1 項の初めに「I.」を加える。

2° II として次のように加える。

「II. 政府構成員⁽⁴⁶⁾が、閣議におけるものを含め、利益相反状態のために権限を行使してはならないとみなす事例を記録する公衆のアクセスが可能な記録簿の管理の条件は、コンセイユ・デタ⁽⁴⁷⁾の議を経るデクレ⁽⁴⁸⁾で定める。」

「当該記録簿は、自動処理システムにより容易に再利用及び活用が可能なオープンスタンダードの電子的手段で公開される。」

第 7 条

(2017 年 9 月 8 日の憲法院判決第 2017-752 号により削除)

第 3 章 届出義務に関する規定

第 8 条

I. 公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号第 4 条 I 及び第 11 条 II の最終項中、「6 か月」を「1 年」とする。

II. 国防法典⁽⁴⁹⁾L.第 4122-8 条 II 第 2 項中、「6 か月」を「1 年」とする。

III. 公務員の権利及び義務に関する 1983 年 7 月 13 日の法律第 83-634 号⁽⁵⁰⁾第 25 条の 5II 第 2 項中、「6 か月」を「1 年」とする。

IV. 行政裁判法典⁽⁵¹⁾L.第 131-10 条及び L.第 231-4-4 条の第 4 項中、「6 か月」を「1 年」とする。

V. 財政裁判所法典⁽⁵²⁾L.第 120-13 条及び L.第 220-11 条の第 4 項中、「6 か月」を「1 年」とする。

(44) 第 18-5 条は、利益代表者 (représentants d'intérêts. 第 18-2 条により、私法上の法人等のうち、その経営者、従業員等が、政府構成員、議員等と連絡を交わしながら、法律の内容等の公的決定に影響を与えることを主要な業務としているものと規定される者) の義務を列挙する規定。

(45) 事務補助者 (collaborateur) は、秘書業務を始めとして、様々な補助業務を行う。例えば、国會議員の事務補助者は、スピーチの起草、法案準備やその修正にかかる作業の補助などを行う。また、大統領の事務補助者は、大統領官房の統括、広報活動や顧問業務なども担当する。

(46) 政府構成員 (membres du gouvernement) とは、首相や大臣を指す。詳細は、濱野雄太「フランスのオランド政権における政府構成員職務倫理憲章」『外国の立法』No.256, 2013.6, p.30. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8220777_po_02560003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>を参照。

(47) コンセイユ・デタ (Conseil d'État) は、政府の準備する法令案などの諮問に応ずるとともに行政裁判の最上級裁判所としての権限を持つ。山口編 前掲注 (3), p.112.

(48) デクレ (décret) は、政令に相当する。

(49) Code de la défense. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006071307&dateTexte=>>>

(50) Loi n° 83-634 du 13 juillet 1983 portant droits et obligations des fonctionnaires. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=JORFTEXT00000504704&categorieLien=id>>>

(51) Code de justice administrative. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006070933>>>

VI. 租税手続法典 L.第 139B 条 I2 の末尾の「公務員」の次を次のように改める。「及び司法官職高等評議会に関する 1994 年 2 月 5 日の組織法律第 94-100 号第 10-1-2 条 V」

第 9 条

(2017 年 9 月 8 日の憲法院判決第 2017-752 号により削除)

第 10 条

公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号を次のように改める。

1° 第 11 条 I5°の次に、5°の 2 として次のように加える。

「5°の 2 選挙法典第 LO.135-1 条 I に従い既にこの義務に服している場合を除き、各議院の議員の職務倫理を所管する機関の構成員」

2° 第 22 条 5°中、2 番目の「5°」の次に「、5°の 2」を加える。

3° L.第 33 条の末尾に 4°として次のように加える。

「4° 同第 11 条 I5°の 2 に規定する者については、2017 年 10 月 1 日」

第 4 章 国民議会議員及び元老院議員の事務補助者、大臣の事務補助者並びに地方公選職の事務補助者の雇用に関する規定

第 11 条

I. 政府構成員は、次の者を官房⁽⁵³⁾の構成員に加えてはならない。

1° 配偶者、民事連帯協約⁽⁵⁴⁾を結んでいるパートナー又は内縁関係にある者

2° 両親又は配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若しくは内縁関係にある者の両親

3° 子又は配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若しくは内縁関係にある者の子
この禁止事項に違反した場合には、任命行為が違法となり、必要に応じて、契約は当然に停止される。

当該禁止事項に違反して支払われた金額を政府構成員が返済する条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

支払われた金額のいかなる返還も、官房の構成員に対して要求することはできない。

政府構成員が、1°から 3°に規定する者を官房の構成員に加えた場合には、3 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロ⁽⁵⁵⁾の罰金に処する。

II. 政府構成員は、次の者を官房の構成員に加える場合には、公職の透明性に関する高等機関に遅滞なく報告する。

1° 兄弟若しくは姉妹又は兄弟若しくは姉妹の配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若しくは内縁関係にある者

2° 兄弟若しくは姉妹の子又はその者の配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若

(52) Code des juridictions financières. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006070249>>

(53) 大統領府、首相府、各省において、大統領、首相、省大臣、担当大臣の活動を直接補佐する部署。スタッフは政治任用者であり、公務員だけでなく民間企業社員等多数任用される。日本の各省における大臣等の秘書室を拡充・強化したものと言える。濱野 前掲注 (46), p.30.

(54) 民事連帯協約 (pacte civil de solidarité: Pacs) は、共同生活を営むために異性又は同性の成年に達した自然人 2 人の間で締結される合意に基づく、婚姻に準ずるパートナーシップ制度である。

(55) 1 ユーロは約 128 円 (平成 31 年 2 月分報告省令レート)。

しくは内縁関係にある者

3° 元配偶者、過去に民事連帯協約を結んでいたパートナー又は過去に内縁関係にあった者

4° この II3°に規定する者の子、兄弟又は姉妹

5° II°に規定する者の兄弟又は姉妹

III. 大臣官房の構成員は、他の政府構成員と I 又は II に規定する親族関係にある場合には、その旨を、自らが事務補助者を務める政府構成員及び公職の透明性に関する高等機関に遅滞なく報告する。

([IV] 2017 年 9 月 8 日の憲法院判決第 2017-752 号により削除)

V. この条 II、III (2017 年 9 月 8 日の憲法院判決第 2017-752 号により削除) は、刑法典第 432-10 条から第 432-13 条まで及び第 432-15 条⁽⁵⁶⁾の規定にかかわらず適用する。

第 12 条

議会両院の運営に関する 1958 年 11 月 17 日のオルドナンス第 58-1100 号第 8 条の次に、第 8 条の 2 として次のように加える。

「第 8 条の 2 I. 国民議会議員及び元老院議員は、私法上の契約に基づき、自らの職務の遂行を補佐し、自らが直接雇用する事務補助者を雇用することができる。

「II. 国民議会議員及び元老院議員は、自らの事務補助者の報酬のために割り当てられた予算額を受け取る。」

「各議院の理事部は、議員の事務補助者を雇用するための条件を定める。」

「国民議会議員及び元老院議員は、自らの事務補助者の業務を決定し、その遂行を管理する。」

「III. 各議院の理事部は、雇用主である議員の代表と議員の事務補助者の代表との間の労使交渉の実施を確保する。」

第 13 条

議会両院の運営に関する 1958 年 11 月 17 日のオルドナンス第 58-1100 号第 8 条の次に、第 8 条の 3 として次のように加える。

「第 8 条の 3 議員は、政党又は政治団体において自らの事務補助者によって遂行される職務及び公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号第 18-2 条に規定する利益代表者のための事務補助者の活動について、報告を受けた際には、議院理事部に通知する。」

第 14 条

議会両院の運営に関する 1958 年 11 月 17 日のオルドナンス第 58-1100 号第 8 条の次に、第 8 条の 4 として次のように加える。

「第 8 条の 4 国民議会議員又は元老院議員は、第 8 条の 2 に規定する議員の事務補助者として次の者を雇用してはならない。

「1° 配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー又は内縁関係にある者

「2° 両親又は配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若しくは内縁関係にある者の両親

(56) 公職にある者による公金横領、収賄、違法な利益供与を受ける行為等に対する罰則を定めている。

「3° 子又は配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若しくは内縁関係にある者の子
「この禁止事項に違反した場合には、契約は当然に破棄される。当該破棄は、契約当事者間のいかなる原状回復についてもその原因とならない。

「各議院の理事部は、この I に規定する禁止事項に違反して締結した契約に基づき支払われた金額を国民議会議員又は元老院議員が返済する際の条件を定める。

「国民議会議員又は元老院議員が、この I に規定する禁止事項に違反して事務補助者を雇用した場合には、3 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金に処する。

「II. 国民議会議員又は元老院議員は、次の者を事務補助者として雇用する場合には、自らが所属する議院の理事部及び議員の職務倫理を所管する機関に対し、その旨を遅滞なく報告する。

「1° 兄弟若しくは姉妹又は兄弟若しくは姉妹の配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若しくは内縁関係にある者

「2° 兄弟若しくは姉妹の子又はその者の配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若しくは内縁関係にある者

「3° 元配偶者、過去に民事連帯協約を結んでいたパートナー又は過去に内縁関係にあった者

「4° この II3° に規定する者の子、兄弟又は姉妹

「5° II° に規定する者の兄弟又は姉妹

「III. 議員の事務補助者が他の国民議会議員又は元老院議員との間に I 又は II に規定する親族関係を有している場合には、当該事務補助者は、自らが事務補助者を務める国民議会議員又は元老院議員並びに自らを雇用する議員が所属する議院の理事部及び議員の職務倫理を所管する機関に対し、遅滞なくその旨を報告する。

「IV. 議員の職務倫理を所管する機関が、自ら又は通報により、II 及び III の適用に関し、国民議会議員又は元老院議員が当該議員が所属する議院の職務倫理規定に対する違反を構成すると思料される態様で II 及び III に規定する者を事務補助者として雇用していることを確認した場合には、当該機関は、その状態を解消させるために命令権 [pouvoir injonction] を行使することができる。当該機関は、この命令を公表するものとする。

「V. この条 II、III 及び IV は、刑法典第 432-10 条から第 432-13 条まで及び第 432-15 条の規定にかかわらず適用する。」

第 15 条

I. 地方公務員身分規程を定める 1984 年 1 月 26 日の法律第 84-53 号⁽⁵⁷⁾ 第 110 条を次のように改める。

1° 第 1 項⁽⁵⁸⁾ の初めに「I.」を加える。

2° 同第 1 項の次に次の 16 項を加える。

「ただし、地方行政庁は、次の者をその官房の構成員とすることができない。

「1° 配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー又は内縁関係にある者

(57) Loi n° 84-53 du 26 janvier 1984 portant dispositions statutaires relatives à la fonction publique territoriale. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000320434&categorieLien=id>>

(58) 地方行政庁は、その官房を形成するため、自由に事務補助者を採用し、その職務を終了させることができるという規定。

「2° 両親又は配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若しくは内縁関係にある者の両親

「3° 子又は配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若しくは内縁関係にある者の子
「この禁止事項に違反した場合には、契約は当然に停止される。

「この I に規定する禁止事項に違反して雇用された事務補助者に支払われた金額を地方行政庁が返済する条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

「支払われた金額のいかなる返還も、当該事務補助者に対して要求することはできない。

「II. 地方行政庁が、I に規定する禁止事項に違反して事務補助者をその官房の構成員に加えた場合には、禁止事項に違反した者は、3 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金に処する。

「III. 公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号第 11 条⁽⁵⁹⁾ に規定する者に該当する地方行政庁は、その官房の構成員に次の者を加える場合には、公職の透明性に関する高等機関に遅滞なくその旨を報告する。

「1° 兄弟若しくは姉妹又は兄弟若しくは姉妹の配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若しくは内縁関係にある者

「2° 兄弟若しくは姉妹の子又はその者の配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若しくは内縁関係にある者

「3° 元配偶者、過去に民事連帯協約を結んでいたパートナー又は過去に内縁関係にあった者

「4° この III3° に規定する者の子、兄弟又は姉妹

「5° II° に規定する者の兄弟又は姉妹

([IV] 2017 年 9 月 8 日の憲法院判決第 2017-752 号により削除)

「V. この条 II、III(2017 年 9 月 8 日の憲法院判決第 2017-752 号により削除) は、刑法典第 432-10 条から第 432-13 条まで及び第 432-15 条の規定にかかわらず適用する。」

3° 第 2 項を次のように改める。

a) 初めに「VI.」を加える。

b) 「その職に」を「I 第 1 項に規定する職に」に置き換える。

II. この法律により加えられた地方公務員身分規程を定める 1984 年 1 月 26 日の法律第 84-53 号第 110 条 I から VI までの規定は、コミューン⁽⁶⁰⁾としてのパリ及び県としてのパリに適用し、2019 年 1 月 1 日からは、パリ市⁽⁶¹⁾に適用する。

第 16 条

ニューカレドニア・コミューン法典⁽⁶²⁾ 第 1 編を次のように改める。

1° 第 2 章第 2 節第 2 款の末尾に L. 第 122-18-1 条を加える。

「L. 第 122-18-1 条 I. コミューンの長は、次の者をその官房の構成員とすることができない。

(59) 資産状況の届出書、利害関係の届出書を公職の透明性に関する高等機関の長に提出する義務を負う者を規定。

(60) コミューン (commune) は、市町村に相当する基礎自治体を指す。市、町、村の区別はない。

(61) Loi n° 2017-257 du 28 février 2017 relative au statut de Paris et à l'aménagement métropolitain. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000034103927&categorieLien=id>> により、コミューンであると同時に県の地位を持つパリが、2019 年 1 月 1 日からこの 2 つが融合した特別な地方公共団体である「Ville de Paris」となった。

(62) Code des communes de la Nouvelle-Calédonie. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT00006070300&dateTexte=20080505>>

「1° 配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー又は内縁関係にある者
「2° 両親又は配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若しくは内縁関係にある者の両親

「3° 子又は配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若しくは内縁関係にある者の子
「この禁止事項に違反した場合には、契約は当然に停止される。

「当該禁止事項に違反して支払われた金額をコミューンの長が返済する条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

「支払われた金額のいかなる返還も、官房の当該構成員に対して要求することはできない。
「コミューンの長がこの II°から 3°までに規定する者を官房の構成員に加えた場合には、地方公務員身分規程を定める 1984 年 1 月 26 日の法律第 84-53 号第 110 条 II に規定する刑に処する。

「II. 公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号第 11 条に規定する者に該当するコミューンの長は、その官房の構成員に次の者を加える場合には、公職の透明性に関する高等機関にその旨を遅滞なく報告する。

「1° 兄弟若しくは姉妹又は兄弟若しくは姉妹の配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若しくは内縁関係にある者

「2° 兄弟若しくは姉妹の子又はその者の配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若しくは内縁関係にある者

「3° 元配偶者、過去に民事連帯協約を結んでいたパートナー又は過去に内縁関係にあった者

「4° この II3°に規定する者の子、兄弟又は姉妹

「5° II°に規定する者の兄弟又は姉妹

([III] 2017 年 9 月 8 日の憲法院判決第 2017-752 号により削除)

「IV. この条 II(2017 年 9 月 8 日の憲法院判決第 2017-752 号により削除)は、刑法典第 432-10 条から第 432-13 条まで及び第 432-15 条の規定にかかわらず適用する。」

2° 第 4 章第 3 節第 2 款の末尾に L.第 163-14-4 条を加える。

「L.第 163-14-4 条 コミューン事務組合⁽⁶³⁾の長は、次の者をその官房の構成員とすることができない。

「1° 配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー又は内縁関係にある者

「2° 両親又は配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若しくは内縁関係にある者の両親

「3° 子又は配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若しくは内縁関係にある者の子
「この禁止事項に違反した場合には、契約は当然に停止される。

「当該禁止事項に違反して支払われた金額をコミューン事務組合の長が返済する条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

「支払われた金額のいかなる返還も、官房の当該構成員に対して要求することはできない。

「コミューン事務組合の長が、この II°から 3°までに規定する者を官房の構成員に加えた

(63) コミューン間協力公施設法人 ((établissement public de coopération intercommunale: EPCI) は、行政上の協力等を目的として、複数のコミューンで組織される広域連合) の一つである。

場合には、地方公務員身分規程を定める 1984 年 1 月 26 日の法律第 84-53 条第 110 条 II に規定する刑に処する。」

第 17 条

フランス領ポリネシアのコミュン及びその連合体並びに行政公施設法人の職員の一般的身分に関する 2005 年 1 月 4 日のオルドナンス第 2005-10 号第 72-6 条を次のように改める。

1° 第 1 項の初めに「I.」を加える。

2° 第 1 項の次に次の 16 項を加える。

「II. ただし、コミュンの長又はその連合体の長は、次の者をその官房の構成員とすることができない。

「1° 配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー又は内縁関係にある者

「2° 両親又は配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若しくは内縁関係にある者の両親

「3° 子又は配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若しくは内縁関係にある者の子

「この禁止事項に違反した場合には、契約は当然に停止される。

「当該禁止事項に違反して支払われた金額をコミュンの長又はその連合体の長が返済する条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

「支払われた金額のいかなる返還も、官房の当該構成員に対して要求することはできない。

「コミュンの長又はその連合体の長が、この III°から 3°までに規定する者を官房の構成員に加えた場合には、地方公務員身分規程を定める 1984 年 1 月 26 日の法律第 84-53 条第 110 条 II に規定する刑に処する。

「III. 公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号第 11 条に規定する者に該当するコミュンの長又はその連合体の長は、その官房の構成員に次の者を加える場合には、公職の透明性に関する高等機関にその旨を遅滞なく報告する。

「1° 兄弟若しくは姉妹又は兄弟若しくは姉妹の配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若しくは内縁関係にある者

「2° 兄弟若しくは姉妹の子又はその者の配偶者、民事連帯協約を結んでいるパートナー若しくは内縁関係にある者

「3° 元配偶者、過去に民事連帯協約を結んでいたパートナー又は内縁関係にあった者

「4° この III3°に規定する者の子、兄弟又は姉妹

「5° III1°に規定する者の兄弟又は姉妹

([IV] 2017 年 9 月 8 日の憲法院判決第 2017-752 号により削除)

「V. この条 III (2017 年 9 月 8 日の憲法院判決第 2017-752 号により削除) は、刑法典第 432-10 条から第 432-13 条まで及び第 432-15 条の規定にかかわらず適用する。」

3° 第 2 項の初めを次のように改める。

「VI. 官房を補佐する職務は、… (以下、変更なし)。」

第 18 条

I. この法律の公布日に効力を有する労働契約が、議会両院の運営に関する 1958 年 11 月 17 日のオルドナンス第 58-1100 号第 8 条の 4 に違反している場合には、労働法典⁽⁶⁴⁾L.第 1225-4 条

(64) Code du travail. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006072050>>

に規定する妊娠及び出産の保護のための個別の条項に反しない限り、このIに規定する条件に従い契約は当然に終了する。

契約の破棄は、この法律に基づく解雇に相当する。解雇理由は、実質的かつ重大な事由に相当する。

議員は、この法律の公布から3か月以内に、受領証明付書留郵便によって、事務補助者に解雇を通知する。議員は、同法典L.第1234-19条及びL.第1234-20条に規定する書類⁽⁶⁵⁾及び失業保険運営機関用証明書⁽⁶⁶⁾を事務補助者に交付する。

事務補助者は、契約又は関係する議院に適用される規則に定める解雇予告期間の遵守を求めることができる。

事務補助者は、規定の条件を満たしている場合には、同法典L.第1234-5条⁽⁶⁷⁾、L.第1234-9条⁽⁶⁸⁾及びL.第3141-28条⁽⁶⁹⁾に規定する補償金を得ることができる。補償金は議院が負担する。

議員は、上記の1958年11月17日のオルドナンス第58-1100号第8条の4に規定する違反について、このIに規定する通知期間及び解雇予告期間内に関しては、刑事責任を負わない。

II. この法律の公布日に、この法律によって改正された地方公務員身分規程を定める1984年1月26日の法律第84-53号第110条Iに違反して事務補助者が雇用されている場合には、労働法典L.第1225-4条に規定する妊娠及び出産の保護のための個別の条項に反しない限り、このIIに規定する条件に従い契約は当然に終了する。

地方行政庁は、この法律の公布から3か月以内に、受領証明付書留郵便によって、事務補助者に解雇を通知する。事務補助者は、その適用を受ける規則に定める解雇予告期間の遵守を求めることができる。

地方行政庁は、上記の1984年1月26日の法律第84-53号第110条IIに規定する違反について、このIIに規定する通知期間及び解雇予告期間内に関しては、刑事責任を負わない。

第19条

I. 議員の任期の終了は、実質的かつ重大な事由に当たる事務補助者の解雇理由に相当する。

任期が終了した国民議会議員又は元老院議員は、その任期の最終日の翌日から起算して少なくとも5日の期間の後に事務補助者に解雇を通知する。

事務補助者は、労働法典L.第1234-1条に基づく解雇予告の請求権を行使することができない。事務補助者は、同法典L.第1234-5条、L.第1234-9条及びL.第3141-28条に規定する補償金を得ることができる。

事務補助者には、同法典L.第1234-19条及びL.第1234-20条に規定する書類及び失業保険

(65) L.第1234-19条には、労働契約の終了時に、使用者は、行政規則によって内容が決定される証明書（労働証明書（certificat de travail））を労働者に対して交付すると規定されている。L.第1234-20条には、労働契約の終了に際し、使用者によって支払われる金銭を記録する書面である賃金清算確認書（reçu pour solde de tout compte）の規定がある。菅野和夫・荒木尚志編『解雇ルールと紛争解決—10カ国の国際比較—』労働政策研究・研修機構，2017，pp.196-197。

(66) 労働契約の期間満了又は破棄に際し、使用者は、失業保険運営機関に提出する文書（失業保険運営機関用証明書）を労働者に交付しなければならない。この文書は、労働者の退職に際し、労働者によって履行された労働の期間及び支払われていた報酬を証明する。同上，p.198。

(67) 解雇予告期間を用いない場合は、解雇予告補償金が生じることを定めている。

(68) 期間の定めのない労働契約の場合、同一の使用者のもとで連続して8か月働いた場合には、被用者の重大な非行による解雇でない限り、解雇補償金が生じることを定めている。

(69) 契約が破棄された際に、休暇の権利が残っていた場合には、休暇補償金が生じることを定めている。

運営機関用証明書が交付される。

- II. 個人的な理由以外の理由によって解雇の手段の対象となる事務補助者が希望する場合には、職業計画の作成を目的とした事前準備、能力評価及びキャリアガイダンスの段階から始まる個別的付添支援のコースを受けることができる。

デクレで様式を定めるこのコースには、特に、付添支援及び職業計画への支援の措置並びに職業教育及び訓練の期間が含まれる。

個別的付添支援は、デクレで定める条件に従い、労働法典 L.第 5312-1 条⁽⁷⁰⁾に規定する機関が実施する。

- III. 事務補助者が解雇予告補償金を受け取った場合には、事務補助者の負担額を考慮し、デクレで定める条件に従い、労働法典 L.第 5312-1 条に規定する機関は、議員の事務補助者に対してこの条 IV に規定する付添支援の条項に関する手当を提示し、保障する。負担額の総額は、解雇予告補償金の総額を超えてはならない。

- IV. この条 II に規定する付添支援措置の受給者は、職業訓練の研修者の地位にあるとされ、最長 12 か月間、事務補助者が労働法典 L.第 5422-1 条⁽⁷¹⁾に規定する保障手当を請求した場合に同期間に受けることのできる手当を上回る手当を受ける。

この手当の計算に用いられる基準給与は、同 L.第 5422-1 条に規定する失業保険制度の保障手当の計算のための基本の基準給与である。

この手当を受けるに当たっては、受給者は、解雇の日に少なくとも 12 か月勤続していることを証明しなければならない。

この手当の総額及び失業保険の諸規定を当該条項の受益者に適用する条件、特に個別的付添支援の実施期間を L.第 5422-1 条に規定する保障手当の支払期間に算入する条件は、デクレで定める。

第 5 章 議員の手当に関する規定

第 20 条

- I. 社会保障法典 L.第 136-2 条⁽⁷²⁾ II³中の「議員代表職務手当は、前 2 項に規定する金額の合計額を超えることなく、各議院からそれぞれの全ての構成員に、支出に対する特別手当として支払われる」を削る。

- II. 議会両院の運営に関する 1958 年 11 月 17 日のオルドナンス第 58-1100 号第 4 条の 5 の次に第 4 条の 6 として、次のように加える。

「第 4 条の 6 各議院の理事部は、議員の職務倫理を所管する機関の意見を徴した後、職務経費の負担の制度を定め、対象となる経費の一覧を決定する。

「国民議會議員及び元老院議員は、その所属する議院の理事部が定めた限度額内において、議院による直接的な援助、証拠書類の提出に基づく償還又は議院からの前払の形で経費の支払を受ける。

「各議院の理事部は、議員の職務倫理を所管する機関が、職務経費に関する第 2 項に規定

(70) 公的職業紹介や雇用保険関連の業務を担当する組織である雇用局 (Pôle emploi) に関する規定。

(71) 失業保険に関する規定。

(72) 就労所得や代替所得にかかる社会保険料に関する規定。

する直接的負担、償還及び前払によって生じる経費を管理する方式についても定める。

「第1項に規定する負担の制度を定めるため及び第3項に規定する管理を行うためになされた決定は、理事部の定める方式により公表される。」

III. 租税一般法典第81条1°第2項の末尾に次の1文を加える。

「議会両院の運営に関する1958年11月17日のオルドナンス第58-1100号第4条の6に規定する条件に従い支払われる職務経費についても同様である。」

IV. I及びIIIは、2018年1月1日から施行する。

第21条

I. 租税一般法典第80条の11⁽⁷³⁾第1項中、「議会」の次に、「及び各議院の理事部の決定に基づき支給される補足職務手当」を加える。

II. Iは、2018年1月1日から施行する。

第6章 政府構成員の任命に関する規定

第22条

公職の透明性に関する2013年10月11日の法律第2013-907号第8条の次に、第8-1条として次のように加える。

「第8-1条I. 第4条、第8条、第9条及び第10条の規定⁽⁷⁴⁾にかかわらず、共和国大統領は、政府構成員の任命前に任命予定者に関し、次の文書の送付を要請することができる。

「1° 公職の透明性に関する高等機関の長から、要請時点において高等機関が所有する情報を考慮して発せられる、その者が利害関係及び諸活動の届出の送付、利益の届出又は資産状況の届出の義務を果たしているか否か、その者が自らの監査権が及ばない状況で財務証書を管理する手段の説明を果たしているか否か、並びにその者が利益相反の可能性がありかつその利益相反を直ちに防止又は解消させるために必要な方策を講じ得る状態にあるか否かを示す報告書。

「2° 税務当局から、要請時点において税務当局が所有する情報の現状のとおりが発せられる、その者に課せられる税の申告及び納付の義務を果たしているか否かを立証する証明書。

「3° 犯罪記録簿第2部

「会計士による執行方法を取らず、自らの税を支払った者若しくは会計士により十分と判断された補償金を担保した者又は自らの税及び遅延利息若しくは罰金を支払う目的で会計士と拘束力を持つ合意を締結した者は、当該合意が順守される限りにおいて、この条I2°に規定する納付義務を果たしているとみなす。

「同2°に規定する証明書は、その者の課税状況について税務当局の公式の見解となるものではない。

「II. 首相は、他の政府構成員について、Iの適用により送付される情報を同様に受け取る。」

(73) 課税所得が列挙されている。

(74) 政府構成員に対し、資産状況及び利害関係の届出並びに利益相反状態の解消を義務付ける規定。

第 7 章 政府構成員の接待費及び交際費並びに課税状況に関する規定

第 23 条

(2017 年 9 月 8 日の憲法院判決第 2017-752 号により削除)

第 24 条

公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号第 9 条第 1 項第 1 文の末尾の「所得税及び、必要に応じ、連帯富裕税」を「課せられる全ての税」とする。

第 8 章 政治活動の資金調達に関する規定

第 1 節 政党及び政治団体に適用する規定

第 25 条

I. 政治活動の資金等の透明性に関する 1988 年 3 月 11 日の法律第 88-227 号を次のように改める。

1° 第 2 章⁽⁷⁵⁾ を削除する。

2° 第 11 条の「政党」の次に「及び政治団体」を加える。

3° 第 11-1 条第 1 項第 1 文中の 2 箇所、第 2 項及び 2°、第 11-2 条第 1 項第 1 文及び第 2 項、第 11-3 条第 1 文、第 2 文及び第 3 文、並びに第 11-4 条第 5 項及び末尾から 2 番目の項中、「政党」の次に「又は政治団体」を加える。

4° 第 11-1 条第 1 項第 1 文の「選挙法典 L 第 52-14 条に規定する」を削る。

5° 第 11-4 条第 1 項中の 2 箇所の「政党」の次に「又は政治団体」を加える。

6° 第 11 条中、「資金」を「第 8 条に規定する補助金を含む、当該団体の所得全体」とする。

7° 第 11-1 条の 2° 中、「受領した全ての寄附」を「取得した所得全体」とする。

8° 第 11-2 条第 2 項中、「受領した全ての寄附」を「取得した所得全体」とする。

9° 第 11-3 条の次に、第 11-3-1 条として次のように加える。

「第 11-3-1 条 自然人は、業として行われたい限りにおいて、政党又は政治団体に融資を行うことができる。

「当該融資の期限は、5 年を超過することはできない。当該融資が寄附の偽装ではないことを保証するための融資の限度額及び貸付条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

「政党又は政治団体は、適用される利子率、融資の総額、融資の期限並びに返済の方法及び条件に関する融資の性格についての情報を融資者に提出する。

「政党又は政治団体は、借主の不履行に伴い生じる結果を融資者に通知する。

「政党又は政治団体は、選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会⁽⁷⁶⁾ に対し、当該報告書附属資料において、行われた融資の返済状態を通知する。政党及び政治団体は、当該融資契約の写しを、当該契約を締結した年に、当該委員会へ送付する。」

10° 第 11-4 条を次のように改める。

(75) 国民議会議員選挙の運動資金に関する規定。

a) 第1項⁽⁷⁷⁾の初めに、次の1文を加える。

「自然人は、フランス国籍を有する場合又はフランスに在住している場合に、政党又は政治団体に寄附を行うことができる。」

b) 第3項⁽⁷⁸⁾に次の1文を加える。

「法人は、政党及び政治団体、並びに欧州連合加盟国又は欧州経済領域協定加盟国⁽⁷⁹⁾に本社を置く金融機関及び融資会社である場合を除き、政党及び政治団体に融資を行い、又は政党及び政治団体に行われる融資の保証をすることはできない。」

c) 第4項を次のように改める。

「資金調達団体又は会計代理人は、寄附又は会費ごとに贈与者に対し領収書を発行する。領収書の作成、使用及び選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会への報告の条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。情報処理及び自由に関する全国委員会の意見を徴した後にコンセイユ・デタの議を経るデクレで定める条件に従い、寄附又は会費を受領する政党又は政治団体は、1又は複数の寄附又は会費の支払を行った者の名簿及びその総額を選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会に毎年届け出る。」

d) 最後から2番目の項⁽⁸⁰⁾に次の1文を加える。

「政党及び政治団体は、第3項に規定する金融機関又は融資会社を除き、外国又は外国法に基づく法人から融資を受けることはできない。」

11° 第11-5条を次のように改める。

「第11-5条 第11-3-1条及び第11-4条に違反して1又は複数の政党又は政治団体に寄附又は融資を行った者は、3年の拘禁刑及び45,000ユーロの罰金に処する。

「次の寄附又は融資を受けた者に対して、同じ刑罰を適用する。

「1° 第11-3-1条及び第11-4条第5項に違反して行われた自然人による寄附又は融資

「2° 第11-4条第1項に違反して行われた同一の自然人による1の政党又は政治団体への寄附又は融資

「3° 第11-4条に違反して行われた外国法に基づく法人を含む法人による寄附又は融資」

12° 第11-7条を次のように改める。

「第11-7条 I. 第8条から第11-4条までの規定の全て又は一部に該当する政党又は政治団体は、会計基準局が定める規則に従い会計簿を維持する義務を負う。

「当該会計簿は、当該政党又は政治団体の収支及び当該政党又は政治団体が資本の2分の1若しくは執行機関の議席の2分の1を保有する若しくは決定若しくは経営に関する議決

(76) 選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会は、コンセイユ・デタ、破毀院（民事及び刑事における最高裁判所）及び会計検査院の委員各3名により構成される。委員会は、選挙運動費用に関して、候補者から提出される選挙運動費用収支報告書を承認又は対審手続により却下若しくは訂正するほか、選挙法典L第52-11条で規定する選挙運動費用の限度額を超過したことが明らかになったときは選挙に係る裁判官に審理を求め、また各種の違反を発見したときは記録を検事局に送付する（選挙法典L第52-15条）。また、委員会は、政治資金に関して、政党が提出した収支報告書について審査を行い、委員会が違反を発見した場合は、当該政党に罰則が科される（法律第88-227号第11-7条）。

(77) 自然人が行うことができる政党への寄附は、年間総額7,500ユーロまでと定めている。

(78) 政党又は政治団体を除く法人が、寄附又は財、役務等の低額での提供により、政党又は政治団体の資金調達に寄与することを禁じている。

(79) 欧州経済領域協定加盟国は、欧州連合加盟国28か国に、EFTA（欧州自由貿易連合）加盟のノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインを加えた31か国である。

(80) 政党又は政治団体が、外国又は外国法に基づく法人から寄附又は物質的援助を受けることを禁じている。

権を行使する機関、会社又は企業の収支を掲載しなければならない。当該会計簿は、デクレで定める条件に従い、政党又は政治団体の地方組織の収支を含むものとする。

「政党又は政治団体の収支報告書は、各年ごとに決算する。

「II. 収支報告書は、当該政党又は政治団体の年収が 230,000 ユーロを超過する場合には 2 名の監査役、それ以外の場合には 1 名の監査役が [報告書の内容が正しいことを] 証明する。

「当該収支報告書は、当該会計年の翌年の上半期に、選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会に提出され、[委員会は] 当該収支報告書を公表し、官報に公示する。また、政党又は政治団体は、当該収支報告書附属資料において、当該政党又は政治団体が契約又は同意した借入金の総額及び借入条件、融資者の名義並びに選挙法典 L.第 52-12 条の適用により選挙運動費用収支報告書を作成する義務を負う候補者との間の資金の移動額を報告する。

「委員会は、収支報告書の公示に際して、融資者種別及び融資種別に分類した契約借入金の連結総額、並びに法人融資者の名義及び候補者との間の資金の純移動額を明示する。

「委員会は、この条に規定する義務に対する違反を確認した場合、翌年から最長 3 年間、この法律第 8 条から第 10 条までに規定する [補助を受ける] 権利及び租税一般法典第 200 条 3 に規定する寄附及び党費収入に対する減税措置を受ける権利を [当該] 政党又は政治団体から剥奪することができる。

「委員会は、必要に応じ、全ての会計書類及び監査任務の適切な遂行に必要な全ての証拠書類の提出を求める。」

13° 第 11-8 条を次のように改める。

- a) 第 1 文中「同一の者からの寄附を受ける」を「金銭を受領する」とする。
- b) 第 2 文中「第 2 項」を「II 第 4 項」とする。

14° 第 11-9 条を次のように改める。

「第 11-9 条 I. 政党又は政治団体が、第 11-3-1 条、第 11-4 条第 4 項及び第 11-7 条 II の適用により自ら又は選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会の求めに応じて当該委員会に提出しなければならない情報を提出しない場合には、情報提出義務を負う者は、1 年の拘禁刑及び 15,000 ユーロの罰金に処する。

「II. 政党又は政治団体の法律上又は事実上の代表者が、第 11-7 条に規定する条件に従い当該代表者が運営する政党又は政治団体の収支報告書を提出しない場合には、3 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金に処する。」

15° 第 11-9 条の次に第 11-10 条として、次のように加える。

「第 11-10 条 この法律の適用による情報公開は、公衆と行政機関との関係に関する法典⁽⁸¹⁾ 第 3 編に規定する条件に従って行う。」

16° 第 19 条第 1 項の末尾の「政党及び選挙候補者の会計上の義務を強化する 2017 年 3 月 6 日の法律第 2017-286 号⁽⁸²⁾」を「政治活動における信頼性のための 2017 年 9 月 15 日の法律第 2017-1339 号」とする。

(81) Code des relations entre le public et l'administration. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000031366350>>

II. この条 I は、2018 年 1 月 1 日から施行する。同 16°から 8°まで及び 12°は、2017 年 12 月 31 日より後に開始される政党又は政治団体の最初の会計年度から適用する。

この法律による改正後の政治活動の資金等の透明性に関する 1988 年 3 月 11 日の法律第 88-227 号第 11-3-1 条、第 11-4 条第 3 項最終文及び第 6 項最終文は、この条 I の施行より前に締結された契約には適用しない。

III. 政党及び選挙候補者の会計上の義務を強化する 2017 年 3 月 6 日の法律第 2017-286 号第 2 節を次のように改める。

1° 第 8 条を削除する。

2° 第 10 条 I 第 2 項を削る。

IV. この条 II 及び III は、フランス領ポリネシア、ワリス・エ・フトゥナ及びニューカレドニアに適用する。

第 2 節 選挙運動に適用する規定

第 26 条

I. 選挙法典を次のように改める。

1° L.第 52-7 条の次に、L.第 52-7-1 条として次のように加える。

「L.第 52-7-1 条 自然人は、業として行われたい限りにおいて、候補者に融資を行うことができる。

「当該融資の期限は、5 年を超過することはできない。当該融資が寄附の偽装ではないことを保証するための融資の限度額及び貸付条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

「融資を受ける候補者は、適用される利子率、融資の総額、融資の期間並びに返済の方法及び条件に関する当該融資の性格についての情報を融資者に提出する。

「融資を受ける候補者は、借主の不履行に伴い生じる結果を融資者に通知する。

「融資を受ける候補者は、行われた融資の返済状態を選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会に毎年通知する。」

2° L.第 52-8 条を次のように改める。

a) 第 1 項⁽⁸³⁾の初めに次の 1 文を加える。

「自然人は、フランス国籍を有する場合又はフランスに在住している場合に、候補者に寄附を行うことができる。」

b) 第 2 項⁽⁸⁴⁾の末尾に次の 1 文を加える。

「法人は、政党及び政治団体、並びに欧州連合加盟国又は欧州経済領域協定加盟国に本社

(82) Loi n° 2017-286 du 6 mars 2017 tendant à renforcer les obligations comptables des partis politiques et des candidats. <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=2EAE69BD2B6787E74E93212A702B1D03.tplgfr39s_3?cidTexte=JORFTEXT000034150665&categorieLien=id> 同法については、安藤英梨香「フランスにおける選挙運動費用及び政治資金の規制—政党及び選挙候補者の会計上の義務を強化する 2017 年 3 月 6 日の法律第 2017-286 号—」『外国の立法』No.275, 2018.3, pp18-40. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11052070_po_02750003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>> を参照。

(83) 自然人が行うことができる選挙候補者への寄附は、年間総額 4,600 ユーロまでと定めている。

(84) 政党又は政治団体を除く法人が、寄附又は財、役務等の低額での提供により、選挙候補者の資金調達に寄与することを禁じている。

を置く金融機関又は融資会社である場合を除き、候補者に融資を行い、又は政党及び政治団体に行われる融資の保証をすることはできない。」

c) 第 3 項の次に 1 項を加える。

「候補者は、政党又は政治団体があらかじめ契約した、候補者のための融資に限り、かつ、その融資に伴う利子の限度内において、政党又は政治団体との間で利子を伴う融資契約を締結することができる。」

d) 第 5 項⁽⁸⁵⁾の末尾に次の 1 文を加える。

「候補者は、この条第 2 項に規定する金融機関又は融資会社を除き、外国又は外国法に基づく法人から融資を受けることができない。」

3° L.第 52-9 条第 2 項の末尾の「L.第 52-8 条及び L.第 113-1 条」を「L.第 52-8 条の最初の 3 項及び L.第 113-1 条 III」に改める。

4° L.第 52-10 条を次のように改める。

「L.第 52-10 条 選挙資金調達団体又は会計代理人は、寄附ごとにその寄附者に対し領収書を発行する。領収書の作成、使用及び選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会への報告の条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。情報処理及び自由に関する全国委員会の意見を徴した後にコンセイユ・デタの議を経るデクレで定める条件に従い、候補者は、寄附者の名簿及び寄附総額を選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会に届け出る。」

5° L.第 52-12 条を次のように改める。

a) 第 2 項第 1 文中「収入」の次に「、特にこの法典 L.第 52-7-1 条の適用により締結された融資契約の写し」を加える。

b) 第 4 項の末尾の「略式」を「[[選挙運動費用収支報告及び政治資金全国] 委員会は、選挙運動収支報告書を] 容易に二次利用及び活用できる公開標準において自動処理システムにより [公表し、] 及び官報による公表を行う」に改める。

6° L.第 113-1 条を次のように改める。

「L.第 113-1 条 I. 単記投票又は 2 人組投票の候補者若しくは名簿式投票の筆頭候補者⁽⁸⁶⁾は、次に掲げる場合に、3 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金に処する。

「1° 選挙運動資金に充てる目的で、L.第 52-4 条⁽⁸⁷⁾に違反して資金を集めた場合

「2° L.第 52-7-1 条、L.第 52-8 条又は L.第 308-1 条⁽⁸⁸⁾に違反して資金を受領した場合

「3° L.第 52-11 条の適用により定められた選挙費用の上限を超過した場合

「4° L.第 52-12 条及び L.第 52-13 条に規定する選挙運動費用収支報告書の作成形式を遵守しなかった場合

「5° 選挙運動費用収支報告書又はその附属書において、故意に会計情報を過小に記載した場合

「II. 単記投票又は 2 人組投票の候補者若しくは名簿式投票の筆頭候補者は、次に掲げる

(85) 選挙候補者が、外国又は外国法に基づく法人から寄附又は物質的援助を受けることを禁じている。

(86) 国民議会議員、県議会議員、コミューン議会議員及び広域連合議員選挙の候補者を指す。広域連合議員とは、行政上の協力等を目的として、複数のコミューンで組織される広域連合であるコミューン間協力公施設法人の議会の議員である。

(87) 選挙の候補者は、選挙運動資金を集める代理人を届け出ることを規定している。

(88) 選挙運動費用の限度額の規定。

場合に、1年の拘禁刑及び15,000ユーロの罰金に処する。

「1° 自身の要求により又は明示の合意により、L.第51条⁽⁸⁹⁾及びL.第52-1条⁽⁹⁰⁾を遵守することなく掲示又は商業的宣伝の便益を得た場合

「2° 自身の要求により又は明示の合意により、無料の電話番号又は情報通信の番号を公衆に知らせて便益を得た場合

「III. 選挙運動〔資金に充てる〕目的で、L.第52-7-1条及びL.第52-8条に違反して寄附又は融資に同意した者は、3年の拘禁刑及び45,000ユーロの罰金に処する。

「寄附又は融資を行う者が法人の場合には、法人の法律上又は事実上の役員にこのIII第1項を適用する。

「IV. 候補者、2人組候補者又は名簿の筆頭候補者のために、それらの者の要求によらず、又は明示の同意を得ることなくL.第52-12条⁽⁹¹⁾に規定する性質の支出を行った者は、3年の拘禁刑及び45,000ユーロの罰金に処する。

「V. L.第52-7-1条に規定する条件において〔契約を〕締結した融資を受ける候補者が、同条最終項に規定する文書を選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会に送付しなかった場合には、1年の拘禁刑及び15,000ユーロの罰金に処する。」

7° L.第558-37条を次のように改める。

a) 第3項の次に、次の4項を加える。

「自然人は、業として行われたい限りにおいて、支持署名の収集に賛成し又は反対する活動の資金調達行為のために融資を行うことができる。

「当該融資の期限は、5年を超過することはできない。当該融資が寄附の偽装ではないことを保証するための融資の限度額及び貸付条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

「支持署名の収集に賛成し又は反対する活動の資金調達行為のために融資を受ける政党又は政治団体は、適用される利子率、融資の総額、融資の期間並びに返済の方法及び条件に関する当該融資の性格についての情報を融資者に提出する。

「融資を受ける政党又は政治団体は、借主の不履行に伴い生じる結果を融資者に通知する。」

b) 第5項の末尾に次の1文を加える。

「法人は、政党及び政治団体、並びに欧州連合加盟国又は欧州経済領域協定加盟国に本社を置く金融機関又は融資会社である場合を除き、そのような活動の資金調達を目的とした融資を行うことができない。」

c) 最終項中「II」を「III」に改める。

8° L.第558-46条1°の末尾の「L.第95条」の次に「及びL.第113-1条I、III及びV」を加える。

9° L.第562条1°の末尾の「L.第95条」の次に「及びL.第113-1条I、III及びV」を加える。

10° L.第388条第1項中「政党及び選挙候補者の会計上の義務を強化する2017年3月6日の法律第2017-286号」を「政治活動における信頼性のための2017年9月15日の法律第

(89) 選挙期間において、当局によって各コミューンの特定の場所が選挙ポスターのために割り当てられることを規定している。

(90) 選挙が行われる月の初日の6か月前から投票日までの期間において、選挙運動のためのマスコミ又は視聴覚コミュニケーション手段による商業宣伝を規制する規定。

(91) 選挙運動費用収支報告書に記載すべき収入及び費用を規定している。

2017-1339 号」に改める。

11° L.第 392 条 1°及び 2°を削除する。

12° L.第 393 条を次のように改める。

「L.第 393 条 ニューカレドニア、フランス領ポリネシア及びワリス・エ・フトゥナにおいては、この法典により課せられる制裁金は、ユーロと地域通貨の為替相場を考慮して、地域通貨により宣告する。」

II. I は、2018 年 1 月 1 日から施行する。

III. 選挙人名簿への登録方法を刷新する 2016 年 8 月 1 日の法律第 2016-1048 号⁽⁹²⁾ 第 15 条 13° の最終項を次のように改める。

「[により改正 [された]] の語の次を、次のように改める。「L.第 15 条、L.第 15-1 条、L.第 46-1 条及び L.第 66 条を除き、選挙人名簿への登録方法を刷新する 2016 年 8 月 1 日の法律第 2016-1048 号 [により改正された第 1 部第 1 編第 2 章] を [次に掲げる] 選挙に適用する。」

IV. この条 II 及び III は、フランス領ポリネシア、ワリス・エ・フトゥナ及びニューカレドニアに適用する。

第 27 条

I. 選挙法典第 1 編第 1 章第 5 節の 2 を次のように改める。

1° L.第 52-4 条第 3 項第 2 文、L.第 52-5 条及び L.第 52-6 条第 2 項第 1 文並びに L.第 52-7 条第 2 項第 3 文中、「銀行 [口座] 又は郵便 [口座]」を「預金 [口座]」に改める。

2° L.第 52-6 条第 3 項及び第 4 項を削る。

3° 同 L.第 52-6 条の次に、L.第 52-6-1 条として次のように加える。

「L.第 52-6-1 条 L.第 52-5 条及び L.第 52-6 条に従い届け出られた全ての会計代理人は、任意の金融機関において、1 の預金口座を開設し、その職務に必要な支払方法及び銀行サービスを用いる権利を有する。当該口座の開設は、当該会計代理人が当該候補者の会計代理人としてすでに所有している口座がないことを示す当該代理人の宣誓書の提出に基づいて行われる。

「口座の開設を拒否した金融機関は、申請者に対し、必ず無償でかつ遅滞なく拒否の証明書を交付し、申請者がフランス銀行⁽⁹³⁾ に対し口座を開設するために金融機関を指定するよう求めることができる旨を通知する。口座開設の申請に対し、2 週間以内に金融機関からの応答がなければ、当該申請は拒否されたものとみなす。

「選択した金融機関から口座開設を拒否された場合には、会計代理人は、フランス銀行に対し、選挙が行われる選挙区内又は任意のその他の場所の最寄りの金融機関を、当該代理人の依頼及び必要書類の受理から 1 営業日以内に指定するよう申し立てることができる。

「フランス銀行が指定した金融機関の意向による口座の閉鎖の決定は全て、情報伝達のために、当該代理人及びフランス銀行に書面により理由を付して無償で通知しなければならない。当該通知が国家安全保障又は公共秩序の維持の目的に反する性質である場合には、

(92) Loi n° 2016-1048 du 1er août 2016 rénovant les modalités d'inscription sur les listes électorales. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000032958104&categorieLien=id>>

(93) フランス銀行 (Banque de France) とは、フランスの中央銀行である。フランスの通貨制度及び銀行制度の中心的な機関であり、その資本の全額を国が有している。中村紘一ほか監訳『フランス法律用語辞典 第 3 版』三省堂、2012、p.53.

当該決定には理由を付さない。金融機関が違法な目的を実現しようとしていると疑いを抱く理由がある取引のために会計代理人が故意に口座を用いた場合又は取引先が不正確な情報を提示した場合を除き、当該代理人には、[口座の閉鎖までに] 2か月以上の猶予を必ず与えなければならない。口座が閉鎖された場合には、当該代理人は、この条に規定する条件に従い、口座に関する権利をあらためて行使することができる。その場合には、新旧の口座が併存しても、L.第 52-5 条及び L.第 52-6 条に規定する 1 の預金口座を利用する義務の違反に該当しない。

「当該権利の尊重に関する監督は、金融健全性監督機関により確保され、通貨金融法典 L.第 612-31 条に規定する手続に従う。

「フランス銀行によって指定された金融機関は、口座の名義人に対して、同法典 L.第 312-1 条 III に基づく銀行サービスが無償で提供しなければならない。」

II. 通貨金融法典 L.第 561-22 条 V 第 1 項中、「L.第 52-6 条」を「L.第 52-6-1 条」とする。

第 3 節 資金調達及び多元主義

第 28 条

I. 候補者・政党融資調停官は、公選職選挙候補者、政党及び政治団体と、金融機関及び融資会社との間で交渉を容易にすることで、憲法第 2 条及び第 4 条に従い、全て [の国民] の選挙における平等、意見の多元的な表明並びに国民の民主的な生活における政党及び政治団体の公平な参加を促進するために、合法的な資金調達及び政治活動の透明性に貢献する責務を負う。

II. 候補者、政党又は政治団体は全て、調停官に融資の要請を拒否した金融機関との間で調停の職務を遂行するよう申し立てることができる。

調停官は、十分な支払能力の保証が示されている候補者、政党又は政治団体の選挙運動の資金調達を保証するための調停によるあらゆる解決を助長し又は促進する。

III. 1 の候補者の会計代理人若しくは選挙資金調達団体又は 1 の政党若しくは政治団体の会計代理人若しくは選挙資金調達団体は全て、預金口座開設の要請又は当該口座に関するサービスを拒否した金融機関との間での調停の職務を遂行するよう調停官に申し立てることができる。

調停官は、適切な期間内に当該預金口座の開設及び運用において発生する問題を解消するため、調停によるあらゆる解決を助長し又は促進する。

IV. 調停を通じて収集した調停官の確認書類及び届出は、第三者に漏えいしてはならず、民事裁判訴訟手続において当事者の同意なしに援用又は提出してはならない。

V. 候補者・政党融資調停官は、再任されることのない 6 年の任期で選挙諸法を所管する委員会及びフランス銀行総裁の意見を徴した後、共和国大統領のデクレにより任命される。

VI. 通貨金融法典 L.第 511-33 条により保護される職務上の守秘義務をもって、候補者・政党融資調停官に対抗することはできない。

VII. 候補者・政党融資調停官は、当該調停官の活動の総括及び候補者、政党又は政治団体の資金調達に関する助言を含む年次報告書を議会に提出する。

VIII. この条の適用の方法は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

IX. この条は、フランス領ポリネシア、ワリス・エ・フトゥナ及びニューカレドニアに適用する。

第 29 条

憲法第 13 条第 5 項の適用に関する 2010 年 7 月 23 日の法律第 2010-838 号別表⁽⁹⁴⁾の第 43 行の次に、次の 1 行を加える。

候補者・政党融資調停官	選挙諸法を所管する委員会
-------------	--------------

第 30 条

I. 政府は、この法律の審署から 9 か月以内に、憲法第 38 条に規定する条件に従い、オールドナンスの制定により、政治活動の資金等の透明性に関する 1988 年 3 月 11 日の法律第 88-227 号の規定の適用を受ける候補者、政党及び政治団体が、2018 年 11 月 1 日以降、取引が成立しないことが明白である場合に、場合により候補者・政党融資調停官の仲裁の後、大統領選挙、国民議会選挙、元老院議員選挙及び欧州議会議員選挙のための資金調達を融資、前払又は保証の取得によって確保することができるようにするために必要な法律事項に属する措置をとることができる。

このための仕組みは、必要に応じて現行のオペレーター [opérateur] を参考にした特別な構造又は資金調達の特別な構造をとることができる。オールドナンスは、政治活動の多元主義を保証するための決定を保証すると共に公平性及び創設される仕組みの財政的実現性を同時に保証する条件に従い、運用規定を明記する。

II. 追認の政府提出法案は、オールドナンスの公布から 3 か月以内に議会に提出するものとする。

第 9 章 欧州議会議員に関する規定

第 31 条

I. 公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号第 11 条⁽⁹⁵⁾ I 1°の末尾に、次の語を加える。「[欧州議会フランス代表議員] であって、利害関係の届出が、この第 4 条 III に規定する事項のほかに、[欧州議会フランス代表] 議員となった日において、その者が顧問業務の提供をその主たる活動とする会社の管理を委ねられることとなった直接的又は間接的参加を示すもの」

II. 欧州議会議員選挙に関する 1977 年 7 月 7 日の法律第 77-729 号⁽⁹⁶⁾を次のように改める。

1° 第 5-2 条の次に、第 5-3 条として次のように加える。

「第 5-3 条 I. 欧州議会議員になった日の翌月に、税務当局は、当該時点において税務当局が所有する情報の現状のとおり発せられる、その者に課せられる税の申告及び納付の

(94) 憲法第 13 条に基づき、共和国大統領の任命権が、各議院の権限を有する常任委員会の意見公開後に行使される官職又は職務について、左側に官職又は職務、右側に所管する常任委員会を記した表。

(95) 資産状況の届出書及び利害関係の届出書の提出義務について規定している。

(96) Loi n° 77-729 du 7 juillet 1977 relative à l'élection des représentants au Parlement européen. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=LEGITEXT000006068600>>

義務を果たしているか否かを立証する証明書を当該議員に送付する。当該証明書は、その者の課税状況について税務当局の公式の見解となるものではない。会計士による執行方法を取らず、自らの税を支払った者若しくは会計士により十分と判断された補償金を担保した者又は自らの税及び遅延利息、加算金若しくは罰金を支払う目的で会計士と拘束力を持つ合意を締結した者が、当該合意が順守される限りにおいて、当該納付義務を果たしているとみなす。

「当該証明書が税の申告漏れ又は未納を示すとき、欧州議会議員は、勧告の受領から1か月以内に、申告又は納付し、又は当該評価への異議申立てを行うよう勧告を受ける。当該期間が経過した後に、税務当局は、当該証明書を公職の透明性に関する高等機関の長に送付し、場合により、異議申立てがある旨を通知する。

「II. 欧州議会議員のIに規定する義務違反についての行政上又は司法上の確定した決定の翌月中に、税務当局は、欧州議会議員に対し、新たな証明書を送付し、勧告の受領から1か月以内に申告又は納付するよう勧告する。当該期間が経過した後に、税務当局は、当該証明書を公職の透明性に関する高等機関の長に送付する。

「III. 申告又は納付及び異議申立てがないことが確認されたときは、公職の透明性に関する高等機関の長は、違反の重大性に応じて、欧州議会議員に対して、最長3年間全ての選挙への立候補不適格及び当該職務の解任を同時に宣告する決定を求める訴訟をコンセイユ・デタに提起する。」

2° 第6条⁽⁹⁷⁾を次のように改める。

a) 第2項の「前項」の後に「を除き、この法典 LO.第146-2条1°及び2°に規定するもの」を加える。

b) 最終項の前に次の1項を加える。

「議員になった日又は当選に異議申立てのある場合には当該申立てに係る訴訟についてのコンセイユ・デタの決定の日の後遅くとも3か月以内に、選挙法典 LO.第146-2条1°及び2°に規定する兼職禁止の場合の一つに該当する欧州議会議員は、参加の全部又は一部を譲渡し、又はその者が自らの監査権が及ばない状況で、議員としての任期中、参加の全部又は一部が管理されるために必要な措置を採ることにより、兼職禁止に抵触する状況を終了する。」

c) 最終項第1文の「いずれも」を「その全ての」とする。

3° 第26条第1項を次のように改める。

「政治活動における信頼性のための2017年9月15日の法律第2017-1339号による改正後のこの法律を適用する。」

III. 選挙人名簿への登録方法を刷新する2016年8月1日の法律第2016-1048号第12条3°を次のように改める。

「3° 「改正後の」に続く、第26条第1項の末尾を次のように改める。「、選挙人名簿への登録方法を刷新する2016年8月1日の法律第2016-1048号第16条Iに規定する日から効力を発する」

IV. II1°は、この法律の審署の日に効力を有する職務に適用する。

(97) 欧州議会フランス代表議員の兼職禁止及びそれに抵触する状況の解消に関する規定。

税務当局は、この法律の審署から 3 か月以内に当該規定に規定する証明書を送付する。当該証明書は、この法律の審署の日における課税状況を確認する。

V. II²は、政治活動における信頼性のための 2017 年 9 月 15 日の組織法律第 2017-1338 号⁽⁹⁸⁾の公布の日から施行する。

VI. この条は、フランス領ポリネシア、ワリス・エ・フトゥナ及びニューカレドニアに適用する。

第 32 条

I. 公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号第 12 条 II を次のように再規定する。

「II. この法律第 11 条 II¹に規定する者が提出した資産状況の届出は、第 5 条 III に定める限りにおいて、公職の透明性に関する高等機関により、この II 第 2 項及び第 3 項に規定する条件に従い公開される。

「当該資産状況の届出は、関係する者の選挙区の全ての県庁において、又は、太平洋地区において選出された欧州議会フランス代表議員については、ニューカレドニア高等弁務官事務局、フランス領ポリネシア高等弁務官事務局及びワリス・エ・フトゥナ高等行政機関において、選挙人名簿に登録された選挙人の閲覧に、閲覧のみを目的として供せられる。

「当該選挙人は、届出に関する全ての所見を書面により当該高等機関に提出することができる。」

II. I は、この法律の審署の後の欧州議会の一般選挙の時から施行する。

III. この条は、フランス領ポリネシア、ワリス・エ・フトゥナ及びニューカレドニアに適用する。

第 10 章 諸規定及び経過規定

第 33 条

I. この法律の施行から 6 か月以内に、全ての欧州議会フランス代表議員は、この法律による改正後の公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号第 11 条 II¹に規定する情報が記載されるように、同法律第 4 条 III に規定する、公職の透明性に関する高等機関の長に提出した利害関係の届出を補完する。

II. 政治活動における信頼性のための 2017 年 9 月 15 日の組織法律第 2017-1338 号による改正後の選挙法典 LO.第 146 条 8^o、LO.第 146-1 条 1^o及び 3^o、LO.第 146-2 条第 1 項及び 2^o、並びに LO.第 146-3 条に規定する禁止事項は、この組織法律の施行の日から、全ての欧州議会フランス代表議員に適用する。

上記の 2017 年 9 月 15 日の組織法律第 2017-1338 号による改正後の選挙法典第 LO.第 146 条 8^o、LO.第 146-1 条 3^o、LO.第 146-2 条 2^o及び LO.第 146-3 条に規定する兼職禁止の状況にある全ての欧州議会フランス代表議員は、この組織法律の施行の日から 3 か月以内に、兼職禁止に抵触する状況を終了する。

(98) Loi organique n° 2017-1338 du 15 septembre 2017 pour la confiance dans la vie politique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000035567936&categorieLien=id>>

上記の2017年9月15日の組織法律第2017-1338号の施行前の同法典LO.第146-1条に規定する禁止事項が、同じく同組織法律施行前の同法典LO.第146-1条第2項に従い適用されていなかった欧州議会フランス代表議員は、同組織法律の施行前においてはその職務になかった顧問の職務を始めることができない。

III. 上記の2017年9月15日の組織法律第2017-1338号による改正後の選挙法典LO.第146-1条2°及びLO.第146-2条1°に規定する禁止事項は、同組織法律の審署後の欧州議会の一般選挙の時から、欧州議会フランス代表議員に適用される。

IV. この条は、フランス領ポリネシア、ワリス・エ・フトゥナ及びニューカレドニアに適用する。

第34条

地方公共団体一般法典L.第2334-37条第8項に次の2文を加える。

「県における国の代表者は、全ての会議において、5日前までに、議事日程に登録される案件の概略説明書を、委員会の委員に提出する。当該文書は、同じ期限内に、県選出の国会議員に対しても提出される。」

この法律は国の法律として施行する。

(あんどう えりか)

(本稿は、筆者が海外立法情報課在職中に執筆したものである。)